

泉区連合自治会町内会長会 5月定例会

開催日時 令和5年5月19日（金）
15:00～

1 市連会5月定例会報告事項

- (1) 用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について
【建築局】・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(2)で説明〕
- (2) 第5期横浜市地域福祉保健計画素案の確定とパブリックコメントの実施について
【健康福祉局】・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(4)で説明〕
- (3) 令和5年住宅・土地統計調査の実施及び調査員の推薦について
【政策局】・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(5)で説明〕
- (4) GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）機運醸成の取組について
【都市整備局】・・・・・・・・・・〔その他(13)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 令和5年度泉区スポーツ協会への会費納入のご依頼について (担当・説明：泉区スポーツ協会)	協力依頼 資料1 ●
---	----------------------

令和5年度泉区スポーツ協会への会費納入について御協力をお願い致します。詳細については、別途、各地区連合自治会町内会長及び自治会町内会長に御案内します。

◆依頼事項

地区連合自治会町内会長、自治会町内会長への協力依頼です。

(2) 用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について (担当：建築局都市計画課・説明：泉区区政推進課)	事業説明 資料2 ★
--	----------------------

用途地域等の見直し都市計画市素案について、説明会を開催します。

- ・動画配信 [期間：令和5年6月30日（金）から7月28日（金）]
- ・会場開催 [期間：令和5年7月3（月）から7月21日（金）、市内16会場]

概要をまとめたリーフレットを、6月初旬から見直し予定区域に戸別配布するとともに、各区役所等でも配布するほか、市のホームページでも公開する予定です。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(3) 令和5年度 泉区運営方針について (担当・説明：泉区区政推進課)	報告 資料3
---	------------------

令和5年度泉区運営方針を策定しましたので、ご報告します。

(4) 第5期横浜市地域福祉保健計画素案の確定とパブリックコメントの実施について (担当・説明：泉区福祉保健課)	協力依頼 資料4★
---	--------------

この度、令和6年度から10年度を計画期間とする第5期横浜市地域福祉保健計画について、素案がまとまりましたので御報告します。

また、今回作成した素案をもとに、パブリックコメントを行いますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

◆依頼事項

自治会町内会長への協力依頼です。

(5) 令和5年住宅・土地統計調査の実施及び調査員の推薦について (担当・説明：泉区総務課)	周知・推薦依頼 資料5★
---	-----------------

令和5年10月1日を調査期日として、住宅・土地統計調査を実施します。

つきましては、住宅・土地統計調査の概要説明及び自治会・町内会長へ調査員の推薦依頼を行います。

なお、調査員推薦書の提出期限は6月13日（火）です。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知・推薦依頼です。

(6) 食中毒予防講習会について (担当・説明：泉区生活衛生課)	情報提供 資料6★
-------------------------------------	--------------

地域イベントでの食中毒予防を目的とした講習会を、事前申込制で6月30日に開催します。

(7) 泉土木管内工事について (担当・説明：泉土木事務所)	情報提供 資料7
-----------------------------------	-------------

(8) 泉区の治安情勢等について (担当・説明：泉警察署)	情報提供 資料8
----------------------------------	-------------

(9) 火災・救急状況について (担当・説明：泉消防署)	情報提供 資料9
---------------------------------	-------------

3 その他

(10) 泉区地域分析結果報告書について (担当・説明：泉区地域力推進担当)	情報提供
	資料 10

令和 2 年国勢調査結果のデータを活用し、泉区、地区連合単位、自治会・町内会ごとに人口等の分析を行った「泉区地域分析結果報告書」を作成しましたので情報提供いたします。

(11) 泉区内地区センターにおけるマイナンバーカード相談会の実施について (担当・説明：泉区戸籍課)	情報提供
	資料 11

マイナンバーカードの申請・受取手続に関する相談会を泉区内の地区センターで開催。申請を希望する方には、無料で顔写真を撮影します。

当日はミニ講座（15 分程度）も開催し、カードの安全性や利活用方法等についてもお伝えします。

(12) 第 18 回 泉区太鼓・お囃子フェスティバルの掲出について (担当・説明：地域振興課)	周知依頼
	資料 12★

令和 5 年 6 月 18 日（日）に 4 年ぶりに開催される泉郷土芸能保存会及び泉伝統文化保存会が主催する「第 18 回 太鼓・お囃子フェスティバル」の開催に伴い、掲示板へのチラシの掲出を依頼します。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(13) GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）機運醸成の取組について (担当：都市整備局国際園芸博覧会推進課・説明：区政推進課)	情報提供
	資料 13

「GREEN×EXPO 2027 2027 年国際園芸博覧会」の機運醸成の取組及び公式ロゴマークの決定について情報提供を行います。

6 月定例会 日時：令和 5 年 6 月 19 日（月）午後 2 時 00 分から

会場：4ABC 会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

(案)

令和5年5月22日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和5年度 5月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

5月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、5月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の資料は、送付現在で泉区地域振興課に登録されている方にお送りしております。会長が変更となっている自治会町内会におかれましては、新しい会長にお渡しいただくとともに、3月20日付で自治会町内会長へ送付済みの「泉区自治会町内会現況届」を御提出くださいますようお願いいたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について 区連会議題2 【建築局都市計画課】	1部
2	第5期横浜市地域福祉保健計画素案の確定とパブリックコメントの実施について 区連会議題4 【泉区福祉保健課】	1部
3	食中毒予防講習会について 区連会議題6 【泉区生活衛生課】	1部
4	泉区内地区センターにおけるマイナンバーカード相談会の実施について 区連会議題11 【泉区戸籍課】	1部
5	第18回 泉区太鼓・お囃子フェスティバルの掲出について 区連会議題12 【泉区地域振興課】	掲出部数

事務局 泉区役所地域振興課 担当：田岡 TEL 800-2391

(案)

令和5年5月22日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和5年度 5月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

5月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、5月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の資料は、送付現在で泉区地域振興課に登録されている方にお送りしております。会長が変更となっている自治会町内会におかれましては、新しい会長にお渡しいただくとともに、3月20日付で自治会町内会長へ送付済みの「泉区自治会町内会現況届」を御提出くださいますようお願いいたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について 区連会議題2 【建築局都市計画課】	1部
2	第5期横浜市地域福祉保健計画素案の確定とパブリックコメントの実施について 区連会議題4 【泉区福祉保健課】	1部
3	食中毒予防講習会について 区連会議題6 【泉区生活衛生課】	1部
4	泉区内地区センターにおけるマイナンバーカード相談会の実施について 区連会議題11 【泉区戸籍課】	1部
5	第18回 泉区太鼓・お囃子フェスティバルの掲出について 区連会議題12 【泉区地域振興課】	掲出部数
6	令和5年住宅・土地統計調査の実施及び調査員の推薦について 区連会議題5 【泉区総務課】	1部

事務局 泉区役所地域振興課 担当：田岡 TEL 800-2391

地区連合自治会町内会長 様
 自治会町内会長 様

 泉区スポーツ協会
 会長 石塚武夫

令和5年度泉区スポーツ協会の会費納入のご依頼について

平素より泉区スポーツ協会の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会は、泉区スポーツフェスティバルや泉区民マラソン大会などの区民大会、ターゲット・バードゴルフの初心者教室など、広く区民の皆さんにご参加いただけるようスポーツ・レクリエーションの催しを活発に行う予定であります。

つきましては、今年度におきましても本協会の趣旨にご理解をいただきまして、引き続き会費の納入にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 会 費

自治会町内会加入世帯数×20円×95%

※世帯数については、令和4年4月1日時点の数値を「令和5年度」世帯数としています。各地区連合自治会町内会（未加入にあっては各単位町会）様の加入世帯の報告を基礎に算定しております。

2 地区別等会費一覧表（100円未満切り下げ）

（単位 円）

地 区 名	令和5年度予算		令和4年度予算	
	世帯数	会 費	世帯数	会 費
中川連合町内会	5,949	113,000	6,021	114,300
緑園連合自治会	4,622	87,800	4,658	88,500
新橋連合自治会	2,498	47,400	2,478	47,000
和泉北部連合自治会	2,703	51,300	2,777	52,700
和泉中央連合自治会	6,396	121,500	6,484	123,100
下和泉連合町内会	2,006	38,100	2,034	38,600
富士見が丘連合自治会	2,743	52,100	2,751	52,200
上飯田連合自治会	3,455	65,600	3,501	66,500
上飯田団地連合自治会	1,138	21,600	1,164	22,100
いちょう団地連合自治会	1,892	35,900	1,923	36,500
中田連合自治会	10,003	190,000	10,130	192,400
しらゆり連合自治会	1,716	32,600	1,709	32,400
上飯田団地第1自治会	46	800	46	800
上飯田第2住宅自治会	40	700	42	700
グレーシアガーデン弥生台自治会	112	2,100	113	2,100
本郷町内会	150	2,800	150	2,800
弥生台自治会	719	13,600	730	13,800
グリーンハイム弥生台B地区自治会	65	1,200	66	1,200
グリーンハイム弥生台C地区自治会	169	3,200	169	3,200
南桜自治会	104	1,900		
合 計	46,526	883,200	46,946	890,900

※お支払い方法等詳細につきましては、改めて文書にて各地区連合自治会町内会長及び自治会町内会長にご案内申し上げます。

泉区スポーツ協会事務局（泉スポーツセンター内・水曜日午前中のみ）

TEL&FAX 045-392-3631 担当：牧内伸二・奥津信義

奥津携帯電話090-3522-7493

用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について

1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

昨年度いただいた市素案（案）に対する市民のみなさまのご意見を踏まえ、市素案を作成しましたので、説明会を開催します。また市素案の縦覧、公聴会等を実施します。

2 都市計画市素案説明会

(1) 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。

・令和 5 年 6 月 30 日（金）から 7 月 28 日（金）

横浜市市素案説明会

検索 

(2) 会場開催

市内 16 会場で「配信している動画の視聴」、「個別相談」を実施します。

・令和 5 年 7 月 3 日（月）から 7 月 21 日（金）（予約不要）

※会場と日時等の詳細は別添リーフレットの中面をご覧ください。

3 縦覧（閲覧）

(1) 期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から 7 月 28 日（金）（土・日・祝日は除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

都市計画市素案を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）

イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

4 公聴会

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。公述申出があった場合は公聴会を開催します。

5 添付リーフレットの配布場所（6 月初旬から配布予定）※市のホームページでも公開予定

(1) 見直し予定区域へ戸別配布（6 月初旬から 6 月 30 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

【担 当】建築局都市計画課 岳村、飯島、下田

【連絡先】6 7 1 - 2 6 5 8

用途地域等の見直し ～都市計画市素案について～

より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

横浜市全域を対象に「用途地域等の見直し」について都市計画市素案を作成しましたので、その内容や今後の手続について説明会を開催するとともに公聴会を開催します。

スケジュール

Q 用途地域等とは？

用途地域とは、土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のこと、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直し、特別用途地区の指定及び緑化地域の見直しを行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

Q なぜ見直しを行うの？

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

Q 都市計画市素案とは？

これまで、「用途地域等の見直し都市計画市素案（案）」の説明会や縦覧（閲覧）及び意見書の受付を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

令和3年（2021年）8月 「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年（2021年）12月～令和4年（2022年）1月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方（案）」の策定及び市民意見募集の実施

令和4年（2022年）3月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定

令和4年（2022年）10月～11月

- 都市計画市素案（案）の公表及び説明会の実施
- 縦覧（閲覧）及び意見書の受付

令和5年（2023年）6月30日～7月28日 都市計画市素案説明会

令和5年（2023年）7月14日～7月28日 都市計画市素案の縦覧（閲覧）及び公述申出の受付

令和5年（2023年）9月6日 都市計画公聴会（公述申出があった場合に開催）

公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表
都市計画案の作成

都市計画案の縦覧（閲覧）及び意見書の受付

横浜市都市計画審議会

都市計画変更告示 ※令和6年度前半の告示を想定

都市計画市素案説明会

都市計画市素案の内容や今後の手続きについて、説明会を開催します。説明会は、「動画配信」と「会場開催」で行います。
なお都市計画素案へのご意見については、公聴会の場で意見を述べるすることができます。（詳細は4ページ参照）

▶ 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。
ホームページをご覧になれない方につきましては、右に記載の会場までお越しください。

期間

令和5年6月30日(金) から 7月28日(金)

開催方法

横浜市ホームページ上での動画配信
(音声付説明動画)

横浜市市素案説明会 🔍 検索



質問書の受付

都市計画市素案に関する疑問点について、どなたでも質問書の提出ができます。下記をご参考ください。

期間

第1次

受付 令和5年6月30日(金) から7月6日(木) まで

回答 令和5年7月11日(火) 公表予定

第2次

受付 令和5年7月7日(金) から7月13日(木) まで

回答 令和5年7月20日(木) 公表予定

質問提出方法

① 電子申請

横浜市ホームページから電子申請が出来ます。

※受付最終日は17時15分までに
申請手続きを完了させてください。

※メンテナンス時間中（不定期）は、ご利用になれません。



② 郵送又は持参

「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「質問内容」をご記入の上、
期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。

[提出先] 〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎25階

※様式は自由です。

▶ 会場開催

次のとおり市内16会場で開催しますので、在住の区にかかわらずご都合の良い会場までお越しください。

予約は不要で、下記の時間帯であれば、いつでもお越しいただいても構いません。また、駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。※会場では、「配信している動画の視聴」と「個別ブースによる相談」が行えます。

① 二俣川地域ケアプラザ(多目的ホール1・2)

令和5年7月3日(月) 13時から16時



旭区二俣川2丁目50-14
コブレ二俣川 商業・業務棟6階
最寄駅▶相鉄本線「二俣川」駅

② 瀬谷公会堂(会議室1・2)

令和5年7月4日(火) 13時から16時



瀬谷区二ツ橋町190
最寄駅▶相鉄本線「三ツ境」駅

③ 金沢公会堂(多目的室)

令和5年7月5日(水) 13時から16時



金沢区泥亀2丁目9-1
最寄駅▶京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

④ 緑公会堂(2・3・4号会議室)

令和5年7月6日(木) 13時から16時



緑区寺山町118
最寄駅▶JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

⑤ 港南公会堂(会議室1)

令和5年7月7日(金) 13時から16時



港南区港南中央通10-1
最寄駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

⑥ 山内地区センター(集会ホールA・B・C)

令和5年7月9日(日) 13時から16時



青葉区あざみ野二丁目3-2
最寄駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

⑦ 都筑公会堂(第一会議室)

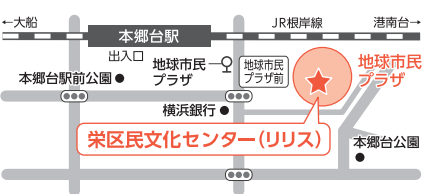
令和5年7月10日(月) 13時から16時



都筑区茅ヶ崎中央32-1
最寄駅▶市営地下鉄「センター南」駅

⑧ 栄区民文化センター(会議室A・B)

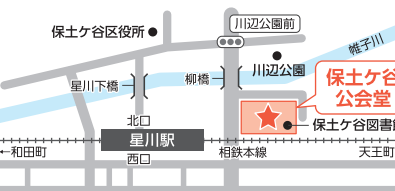
令和5年7月11日(火) 13時から16時



栄区小菅ヶ谷一丁目2-1
最寄駅▶JR根岸線「本郷台」駅

⑨ 保土ケ谷公会堂(2号会議室)

令和5年7月12日(水) 13時から16時



保土ケ谷区星川一丁目2-1
最寄駅▶相鉄本線「星川」駅

⑩ 戸塚区役所(多目的スペース[中])

令和5年7月13日(木) 13時から16時



戸塚区戸塚町16-17
最寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

⑪ 港北公会堂(1号会議室)

令和5年7月14日(金) 13時から16時



港北区大倉戸町26-1
最寄駅▶東急東横線「大倉山」駅

⑫ 関内ホール(小ホール)

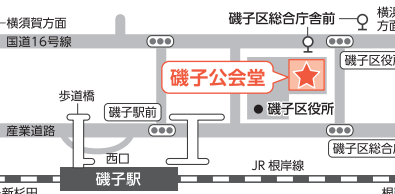
令和5年7月15日(土) 13時から16時



中区住吉町4丁目42-1
最寄駅▶JR根岸線・市営地下鉄「関内」駅

⑬ 磯子公会堂(集会ホール1・2)

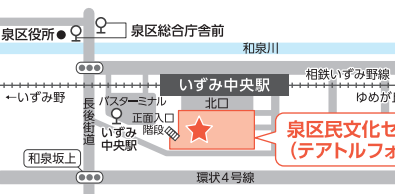
令和5年7月18日(火) 13時から16時



磯子区磯子三丁目5-1
最寄駅▶JR根岸線「磯子」駅

⑭ 泉区民文化センター(ギャラリー)

令和5年7月19日(水) 13時から16時



泉区和泉中央南五丁目4-13
最寄駅▶相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

⑮ 鶴見区民文化センター(リハーサル室)

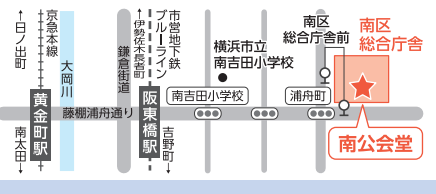
令和5年7月20日(木) 13時から16時



鶴見区鶴見中央一丁目31-2
最寄駅▶JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅
京急本線「京急鶴見」駅

⑯ 南公会堂(1号2号会議室)

令和5年7月21日(金) 13時から16時



南区浦舟町2丁目33
最寄駅▶京急本線「黄金町」駅
市営地下鉄「阪東橋」駅

都市計画市素案の縦覧（閲覧）、都市計画公聴会等

1 都市計画市素案の縦覧（閲覧）

縦覧（閲覧）期間	令和5年7月14日（金）から令和5年7月28日（金）まで（土・日・祝日は除く）
縦覧場所	建築局都市計画課（受付時間 8時45分から17時15分まで） ※横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。
閲覧場所	各区区政推進課（中区を除く）（受付時間 8時45分から17時まで） ※当該区の都市計画市素案の写しを閲覧できます。



2 公述申出の受付 縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

受付期間	令和5年7月14日（金）から令和5年7月28日（金）まで
申出方法	①電子申請 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。 ※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。 ※メンテナンス時間中（不定期）は、ご利用になれません。 ②郵送又は持参 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「意見の要旨」をご記入の上、 期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。 【提出先】〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階 （窓口受付時間 8時45分から17時15分まで）（土・日・祝日は除く） ※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧（閲覧）場所で配布しているほか、 横浜市ホームページでダウンロードできます。 ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。



3 都市計画公聴会及び公述選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。開催の有無は令和5年8月2日（水）以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

都市計画公聴会 日時 令和5年9月6日（水）14時開始 会場 関内ホール（小ホール）
※公述申出が多数の場合は抽選会を開催します。

Q 都市計画公聴会とは？

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。都市計画公聴会での意見陳述を行うには、縦覧期間中にあらかじめ公述申出書の提出が必要です。提出は、横浜市ホームページから電子申請又は郵送、持参で受け付けます。傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見と意見に対する市の見解は後日横浜市ホームページで公表するとともに横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。



自分の家がどのような用途地域に位置しているか確認できます！

iマッピー（横浜市行政地図情報提供システム）

iマッピー



お問合せ先

●都市計画手続及び用途地域に関すること

横浜市建築局都市計画課

☎ 045-671-2658 FAX 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し



●緑化地域の拡大に関すること

横浜市環境創造局政策課

☎ 045-671-4214 FAX 045-550-4093

用途地域等見直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部を中心に低層の住宅地が広がっています。近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

Point

郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき
土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。

見直し 1 第二種低層住居専用地域への見直し

住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に見直します。

対象

第一種低層住居専用地域のエリア等（概ね80ha以上）の一部

〈現在建築できる建物の例〉

住宅

店舗兼用住宅
(独立店舗不可)

幼稚園

小・中・高等学校

診療所

老人ホーム

第二種低層住居専用地域

日用品販売店舗や喫茶店などの
独立した店舗の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例（150㎡以下）〉

Store

日用品店舗

Cafe

喫茶店

Bakery

パン屋

Cake

和・洋菓子店

Hair Salon

理容室・美容院

Cleaning

クリーニング取次店

※2階以下に限ります。
※第一種低層住居専用地域で建築できる建築物も建築可能です。
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。
※指定の範囲は、道路の境界から25mまでを目安とします。

見直し 2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる地区などに特別用途地区を指定します。

※1 特別用途地区

特別の目的から、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、用途地域を補完する都市計画制度。

特別用途地区

周辺の住環境に配慮しながら、指定されている用途地域ごとに日用品販売店舗などの独立した店舗の建築や、事務所の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例〉

Cafe

喫茶店・事務所（150㎡以下）

Office

事務所の建築（150㎡以下）

Store

日用品店舗（250㎡以下）

条件

第一種低層住居専用地域
+
特別用途地区の指定

条件

第二種低層住居専用地域
+
特別用途地区の指定

※2階以下に限ります。
※周辺環境への配慮として設定する立地要件を満たす必要があります。
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。

Point

安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

目指すべき
土地利用の姿

居住者のニーズや生活スタイル等に応じた自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

見直し 3 指定容積率※2 80%から100%への緩和（+準防火地域※3の指定、敷地面積の最低限度の変更）

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が狭くかつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定し、敷地面積の最低限度を125㎡から100㎡に変更します。

※2 指定容積率… 敷地面積に対する延べ床面積（各階の床面積の合計）の割合として、都市計画で指定されたもの。
※3 準防火地域… 建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の良い建築物にする必要がある地域。

対象

第一種低層住居専用地域（容積率80%／建蔽率50%／敷地面積の最低限度125㎡／外壁後退なし）の一部

現在

（例）

敷地面積 100㎡ × 容積率 80%

→ 建てられる面積 80㎡

変更後

（例）

敷地面積 100㎡ × 容積率 100%

→ 建てられる面積 100㎡

建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

Point

その他の見直し

見直し 4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し（+高度地区の変更、緑化地域の指定）

工業系用途地域の中で、全て住宅等にて建て替わった地区を、周辺の土地利用への影響を踏まえて、住居系用途地域に見直します。

対象

準工業地域工業地域の一部

見直し 5

軽易な変更等

- 第7回線引き※4全市見直し（平成30年3月告示）で市街化区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、対応が必要である地区の用途地域を変更します。
- 市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区について、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため定めるもの（市街化区域と市街化調整区域の区分）。

見直し 6

緑化地域の拡大

現在、住居系の用途地域全域に指定している緑化地域を、平成29年度に都市緑地法が改正されたことから、商業系用途地域（臨港地区を除く）にも指定拡大します。商業系用途地域の緑化率の最低限度は、これまでの「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく建築行為に伴う緑化協議と同様、5%とします（住居系用途地域は10%）。

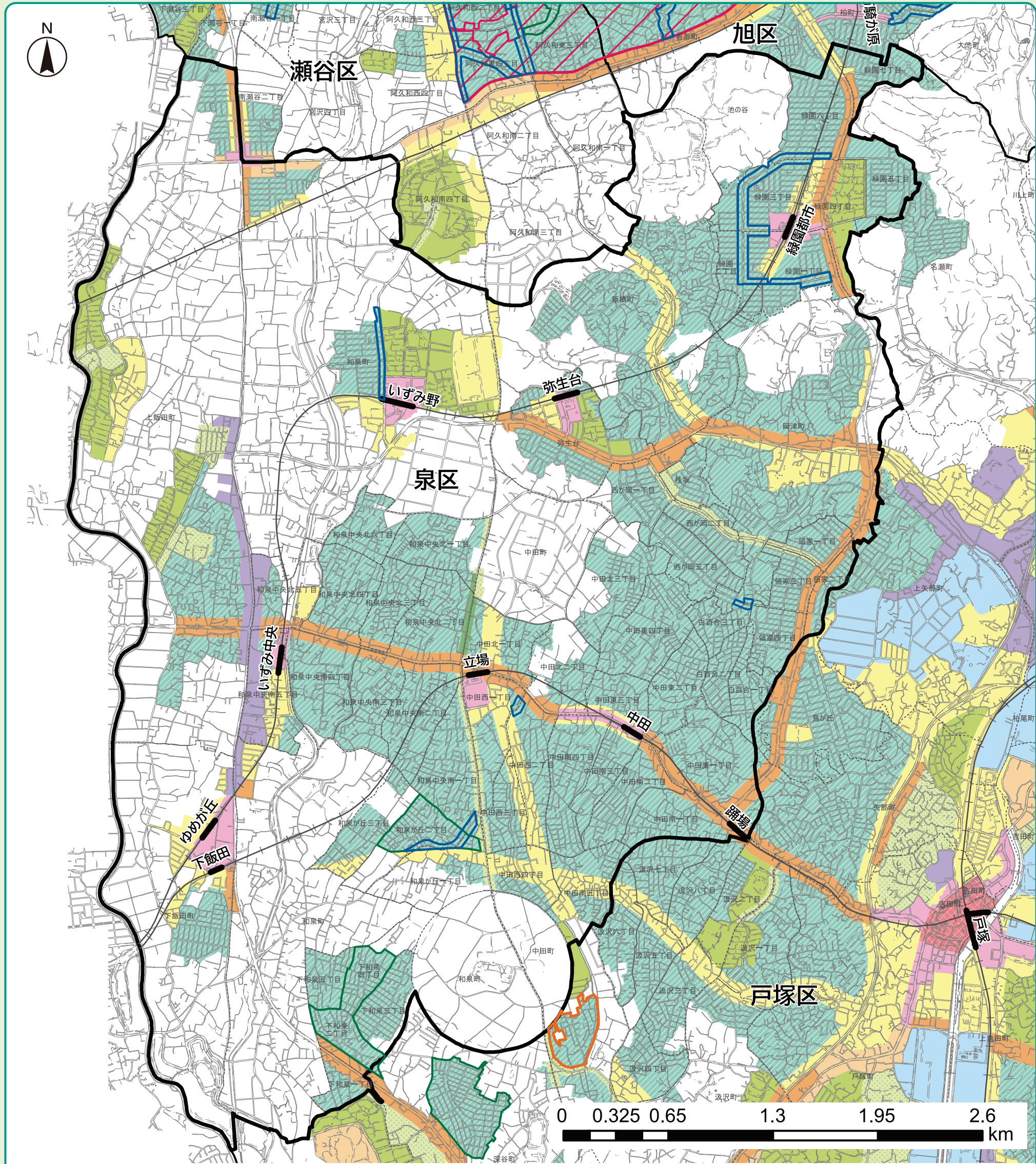
都市計画市素案

※本資料は一部簡略化（省略化）して示しています。都市計画市素案の正確な区域等については縦覧（閲覧）期間中に縦覧（閲覧）場所でご確認ください。
なお、横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧ください。

事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等による道路や河川等の線形が変更された区域は、事務的変更を行う場合があります。

泉区



現在の用途地域

第1種低層住居専用地域	住居系	緑化地域 既指定区域
第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域		
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域		
準住居地域		

近隣商業地域	商業系	見直し6 緑化地域の拡大 緑化地域指定追加区域
商業地域		
準工業地域	工業系	—
工業地域		
工業専用地域		

見直し予定区域	
見直し1	第二種低層住居専用地域への見直し
見直し2	特別用途地区の指定
見直し3	指定容積率の緩和
見直し4	工業系用途地域の見直し
見直し5	軽易な変更等

地区連合自治会町内会長 様

泉区区政推進課長

令和5年度泉区運営方針について（報告）

日頃から、泉区及び横浜市政の推進にご尽力いただきましてありがとうございます。
令和5年度泉区運営方針を策定いたしましたので、ご報告いたします。

「みらいへ進もう！ 地域とともに 〜#住むなら泉区〜」を基本目標とし、引き続き、区民の皆さまと一緒に、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

問合せ先 区政推進課企画調整係

担当：志澤・川上

電話：800 - 2331

FAX：800 - 2505

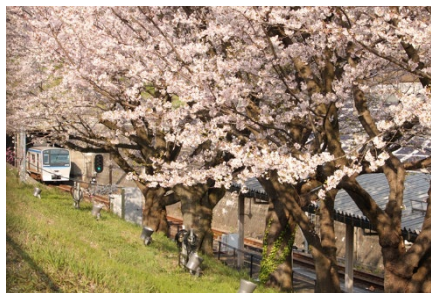
令和5年度 泉区運営方針

I 基本目標

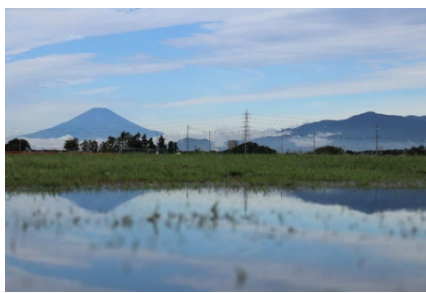
みらいへ進もう！ 地域とともに



泉区は、水と緑にあふれ、地域活動が盛んな魅力あるまちです。また、令和5年3月には相鉄・東急新横浜線の開通、令和6年夏にはゆめが丘大規模集客施設の開業など、更なる賑わいの創出・発展が見込まれています。地域の皆様に「泉区に住み続けたい」、「住むなら泉区」と実感していただき、「子育てに優しいまち泉区」を目指し、未来へ向けたまちづくりを進めていきます。



桜の下を走る相鉄線（弥生台駅）



富士山と丹沢山塊（深谷通信所跡地）



ゆめが丘大規模集客施設完成予想パース図

基本姿勢

すべての事務事業に、「魅力向上・創出」「戦略的な情報発信」「多様な主体との協働」の3つの視点を踏まえ、取り組みます。また、横浜市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を職員一人ひとりが意識して業務を遂行します。

■ 魅力向上・創出

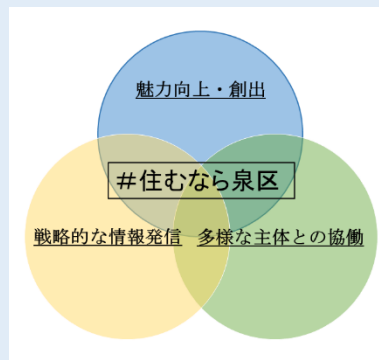
「すべての事務事業が泉区の魅力向上につながる」ことを職員一人ひとりがしっかりと意識して、区民の皆様とともに、更なる泉区の魅力向上を図ります。

■ 戦略的な情報発信

区役所が行う様々な情報発信について、ただ一方的に発信するのではなく、情報を必要とする方に「伝わる」ことを意識し、正確な情報を迅速に届けます。

■ 多様な主体との協働

幅広い世代、多様な担い手とともに、次世代につながる地域づくりを進めます。



II 目標達成に向けた施策

※ 詳細はP 2～3をご覧ください。

1 とどけよう！ いずみの魅力

定住・転入促進事業、いずみ文化振興事業
相鉄東急相互直通線・ゆめが丘大規模集客施設関連事業 等

2 はぐくもう！ 地域力

地域力支援事業、商店街振興支援事業
脱炭素化推進事業 等

3 まもろう！ 暮らしの安全・安心

防災対策事業、防犯対策推進事業
交通安全対策推進事業 等

4 ささえあおう！ 健やかなまち

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援充実事業
泉区地域包括ケア推進事業、障害児・者社会参加促進支援事業 等

III 目標達成に向けた組織運営

※ 詳細はP 4をご覧ください。

区民の皆様の 信頼に応えます！

区民の皆様の気持ちに寄り添い、正確で親切・丁寧な行政サービスを提供するとともに、公正・適正に業務を行います。

区役所全体で 地域支援に取り組みます！

区役所の各部署が連携して地域と顔の見える関係を構築し、地域の状況や課題を一体的に把握して解決へ結びつけます。

「チーム泉」一丸で 取り組みます！

全ての職員が力を発揮し、学び合い育て合う職場づくりにより、多様な課題にチームで対応します。



主な取組(Ⅱ 目標達成に向けた施策)

1 とどけよう! いずみの魅力

泉区ならではの魅力を区内外の方々に実感していただき、泉区への愛着心を高めるシティプロモーションを行うとともに、農や伝統文化、深谷通信所跡地などの地域特性を生かしたまちづくりを進めます。また、それらの魅力や取組を泉区に関わる多くの方々と連携して発信します。

◆泉区の魅力づくりと発信【定住・転入促進事業】

「泉区に住みたい」「住むなら泉区」と感じていただくため、区民や事業者の皆様をはじめ、一般募集した地域ライター、泉区公式 SNS フォロワーなど泉区にかかわる多くの方々と連携し、泉区『愛』に溢れるプロモーションを展開します。



＜プロモーション動画＞

◆まちづくりの好機を捉えた更なる賑わいの創出

【相鉄東急相互直通線・ゆめが丘大規模集客施設関連事業】

相鉄・東急新横浜線の開業と、ゆめが丘大規模集客施設の開業を踏まえ、相鉄グループや地域の皆様と連携してイベントを開催します。これにより、賑わいの創出と更なる魅力の向上を図り、居住地として選ばれるまちづくりを進めていきます。



＜横浜いずみ歌舞伎(R4)＞

◆いずみ伝統文化の保存・普及・継承【いずみ文化振興事業】

泉区の誇る伝統文化である横浜いずみ歌舞伎、太鼓・お囃子、相模風の普及と継承を担う泉伝統文化保存会の活動を支援します。また、将来にわたって活動を継続していくため、保存会の活動を紹介する交通広告への掲出やパネル展を実施します。

2 はぐくもう! 地域の力

持続可能な地域活動が行われるよう、自治会町内会や地域活動団体を支援するとともに、担い手不足や担い手の固定化解消に向け、様々な世代の参加を促進します。また、商店街のにぎわいづくりや脱炭素化への啓発を地域の皆様とともに進めます。



＜泉わくわくプラン
推進キャラクター「いずちゃん」＞



＜商店街イベントの例(R4)＞

◆地域力の醸成・向上【地域力支援事業】

小中学生が地域活動のお手伝いに気軽に参加できる仕組みを「泉わくわく応援隊」として構築し、地域活動の活性化や多世代の交流につなげます。また、区内で活動している団体を対象とした地域課題解決支援事業補助金を設け、地域の課題解決や魅力向上等につながる取組を支援します。

◆商店街と取り組む賑わいづくり【商店街振興支援事業】

商店街を含めた地域の賑わいづくりと活性化に向けて、泉区商店街連合会加盟の飲食店と協働し、泉区マスコットキャラクター「いっずん」を活用したキャンペーンを行います。

◆脱炭素化行動の普及・啓発【脱炭素化推進事業】

脱炭素社会形成のため、フェリス女学院大学及び区内小学校等と連携しながら、各啓発イベントへの出展や啓発キャンペーンの実施等により区民の理解促進を図ります。



＜フェリス女学院大学との連携による
シェアサイクルフリーと制作検討中
の様子(R4)＞

3 まもろう！暮らしの安全・安心

防災に関する「自助」「共助」の意識醸成を図るための広報・啓発や、次世代の担い手育成支援を行うとともに、関係機関と連携し、区の防災体制の強化を図ります。また、防犯対策、感染症対策など積極的に取り組み、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。



＜領家中学校におけるモデル防災訓練＞



＜交通安全キャンペーン＞

◆地域防災力の向上と防災体制の整備強化【防災対策事業】

防災に関する専門知識を有する講師を派遣し、基礎講座や訓練のコーディネート等を行う「地域防災アドバイザー派遣事業」を実施することで、地域課題の解決を図ります。また、地域防災拠点が円滑に開設・運営されるよう、感染症対策やペット対策も踏まえた「モデル防災訓練」を実施します。

◆防犯対策【防犯対策推進事業】

地域・団体・事業者の自主防犯活動を支援するとともに、防犯に関する啓発活動や講習会等により、区民の防犯意識の向上を図ります。

また、登下校時間にパトロールを行うことで、児童や生徒を狙った犯罪を未然に防ぎます。

◆交通安全対策【交通安全対策推進事業】

地域、関係機関・団体などと連携を強化した交通安全キャンペーン活動の一環として、小学生が対象のスローガンコンクールを実施します。児童が自ら交通安全について考える機会を提供することで、交通安全意識の向上を図ります。

4 ささえあおう！健やかなまち

地域の支え合いによって、誰もが安心して暮らせるまちをつくるため、泉わくわくプランや泉区アクションプランを推進します。また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実や、障害児・者の社会参加支援等の取組を推進します。

◆地域の子育て支援力向上

【妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援充実事業】

子育て世代が地域に見守られ、孤立せずに子育てができる地域づくりを目指し、地域で身近に相談できる「子育て応援サポーター」を育成します。また、子育てを応援したい人と応援してほしい人の出会いのきっかけを作る「子育て応援マーク」等の配布を行うとともに、広く区民が目にする場で紹介動画を配信していきます。



＜子育て応援マーク紹介動画＞

◆横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた

泉区アクションプランの推進【泉区地域包括ケア推進事業】

地域包括ケアシステム構築に向けて、泉区アクションプランを推進し、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりに取り組みます。

また、地域づくりに参画してくださる企業や社会福祉施設等の発掘のため、泉サポートプロジェクトマッチングイベントを開催します。



＜ロゴマーク＞

◆誰もが安心して自分らしく暮らせるまちへ

【障害児・者社会参加促進支援事業】

区内の障害福祉事業所を巡るシールラリーイベントの開催や、各事業所の自主製品等販売活動への支援を通して、区民の障害理解を推進し、障害の有無にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。



＜泉ふれあいシールラリー＞

区民の皆様の信頼に応えます！

◆信頼される行政サービスの提供

- ・区役所窓口での適切な制度運用、個人情報の保護
- ・各種手続きや暮らしの中の困りごとを相談しやすい、分かりやすく親切で丁寧な窓口対応
- ・道路、下水道、河川、公園等の維持管理

◆公正・適正な業務執行

- ・市税の公平・適正な課税及び滞納整理の実施
- ・国民健康保険料等の収納促進
- ・適正な会計・経理の実施や公正な選挙の実施



＜土木事務所の作業風景＞

区役所全体で地域支援に取り組みます！

◆地域のつながりを深めるための地域支援の充実

- ・部や課の垣根を越えて連携し、区役所全体で地域を支える取組を推進
- ・地域分析を活かした地域に寄り添った支援の展開
- ・地域支援に携わる職員の育成

「チーム泉」一丸で取り組みます！

◆職員力、チーム力の向上

- ・OJT(各職場で業務を通じて行われる職場研修)を中心とした人材育成、効果的な職場研修の実施
- ・働きやすい・働きがいのある職場づくり
- ・多様な課題に対応するための庁内横断的な取組を推進



＜窓口対応研修＞

◆「チーム泉」一丸となった情報発信

- ・「伝わる広報」を目指す泉区広報戦略の取組の推進
- ・地域の課題を把握・情報共有し、必要な情報を適時的確に発信
- ・泉区に関わるすべての関係者と連携した情報発信

子育てに優しいまち泉区

コラム① 子育てに優しいまちを目指して～子育て応援マーク～

子育て家庭からは、『がんばっているね』と言われると励まされる」といった声がある一方、地域の方からは「声をかけたいけどきっかけがない」といった声を耳にします。「子育て応援マーク」を身に着けた、地域の方と子育て家庭が出会い、声をかけ合うことで、地域の繋がりを広げ、子育てしやすいまちづくりを推進していきます。



＜HP＞



＜子育て応援マーク＞

コラム② 多様な主体との協働

区民や学校、企業等の多様な主体との協働により、次世代につながる地域づくりを進めています。

◆フェリス女学院大学との連携協定

区内唯一の大学であるフェリス女学院大学と令和5年3月27日に協定を締結しました。お互いの強みや特性を活かしながら、人材の育成、学術研究の向上、魅力あるまちづくりなどに寄与することを目的に事業展開を進めます。

◆「泉区ファン」と連携した泉区の魅力発信

令和4年度に区公式 SNS フォロワーや地域ライター等「泉区ファン」が集まり、泉区の魅力について語り合う交流会を実施しました。このネットワークをさらに広げ、泉区に関わる様々な方たちと泉区の魅力を発信していきます。



＜SNS フォロワー等交流会
(R4.12.10 実施)＞



泉 区 連 長 会 資 料
令 和 5 年 5 月 1 9 日
泉 区 福 祉 保 健 課

地区連合自治会町内会長 様

泉区福祉保健課長

第 5 期横浜市地域福祉保健計画素案とパブリックコメントの実施について

日頃から、泉区福祉保健行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、第 5 期市計画素案がまとまりましたので御報告します。また以下のとおり、パブリックコメントを行いますので、つきましては、各自治会町内会で周知していただくとともに、素案についてお気づきの点について御意見をくださいますよう、よろしくお願いします。

今後は、いただいたご意見を踏まえ、最終案の検討を進め、令和 6 年 3 月に計画を策定する予定です。

1 令和 4 年度の協議・検討経過

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会での協議をはじめ、関係団体との意見交換、関係機関への意見照会等を行い、検討を進めました。

- ・関係団体との意見交換 13 団体(各 1 回)
- ・横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 計 2 回開催
- ・横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会 計 2 回開催
- ・横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会 1、分科会 2 計 4 回開催

2 第 5 期市計画素案の概要について

「第 5 期横浜市地域福祉保健計画 素案パブリックコメント用リーフレット」のとおり

3 パブリックコメント実施期間

令和 5 年 5 月 26 日（金）から 6 月 27 日（火）まで

添付資料

第 5 期横浜市地域福祉保健計画 素案パブリックコメント用リーフレット
第 5 期横浜市地域福祉保健計画 素案冊子

泉区福祉保健センター福祉保健課
担当：大井、青森
電話：800-2433 FAX：800-2516

市計画・区計画・地区別計画の関係

- 市計画の「基本理念」、「目指す姿」などは、全市に共通する目標、方向性であり、区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」や「目指す姿」などを踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。
- 市計画は、区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。

市計画	区計画	
	区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)
・ 全市域を対象とした計画 ・ 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示	・ 区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画	・ 地区別の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザが協働して策定・推進する計画

↑今回、ご意見を募集するのは「市計画」です。

お問合せ先

横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-3428 FAX:045-664-3622

電子メール: kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

きりとり線

郵便はがき

231-8790 005

料金受取人払郵便

横浜港局 承認 9130

差出有効期間 令和5年7月31日まで

<受取人> 横浜市中区本町6-50-10

※このはがきは使用できません。

氏名

住所(区名まで) 区

年代 1 20歳未満 2 20～39歳 3 40～64歳 4 65～74歳 5 75歳以上

ご意見の募集期間

令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

<提出方法>

①電子申請システム

右の二次元コードから

アクセスしてください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/13aaba5f-b962-429a-9b78-7be624c6e360/start>



②電子メール

kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

③FAX 045-664-3622

④はがき 左のはがきを切り取り、ご使用ください。(切手不要 6月27日消印有効)

<注意事項>

- ・電子メール、FAXにてご提出いただく場合も、「氏名」「住所(区名まで)」「年代」「素案へのご意見」を明記したうえでお送りください。
- ・いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方等については、個人情報を除き、後日、ホームページ等で公表させていただきます。
- ・個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・ご意見に付記いただいた氏名等の個人情報につきましては個人情報保護法に従って適正に管理します。

第5期 横浜市地域福祉保健計画(素案)

パブリックコメント

皆様のご意見を募集します

横浜市地域福祉保健計画は、市民の皆様と関係機関・支援機関等がともに考え、取り組む計画です。令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間として、第5期の横浜市地域福祉保健計画を策定します。



横浜市地域福祉保健計画キャラクター ちふくちゃん

募集期間 令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

- 地域には、乳幼児から高齢者までの幅広い世代、外国人、障害のある人等、様々な立場や背景のある人が暮らしていて、中には、生活する上での困りごとを抱えている人もいます。
- そうした中で、地域における「つながり」が徐々に希薄化するなど、様々な要因により、困りごとを抱える人が、誰にも相談できずに孤立してしまうこともあります。
- 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らしていくためには、市民の皆様、支援機関、関係機関等が、一緒になって、よりよい地域づくりに向けて、それぞれができることを考え、取組を進めていく必要があります。

よりよい地域をつくるためにどのような取組が必要か
皆様のご意見をお聞かせください！

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1

<認めあい>

お互いに尊重し、
安心して自分らしく
暮らせる地域

目指す姿2

<つながり>

気かけあい、
支えあい、健やかに
暮らせる地域

目指す姿3

<ともに>

助けが必要な人も、
手を差し伸べる人も、
ひとりで抱え込まない地域

※地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づき、市町村による策定が努力義務とされています。横浜市では、平成16年度に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」として、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1 < 認めあい >

目指す姿2 < つながり >

目指す姿3 < ともに >

「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」
閲覧方法

内容の詳細は、横浜市健康福祉局福祉保健課ホームページからご覧いただけます。音声読み上げ用のテキスト版もこちらに掲載しています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/chifuku-keikaku-5/shikeikaku-5-pu.html>

第5期横浜市地域福祉保健計画素案

検索

次の場所で、「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」を冊子でご覧いただけます。
■各区役所広報相談係
■市民情報センター（市庁舎3階）
■健康福祉局福祉保健課（市庁舎15階）
■市社協（横浜市健康福祉総合センター7階）
■各区社協
■各地域ケアプラザ
閲覧に際して配慮が必要な点がある場合は、裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。

ご意見欄

期間：令和5年6月27日（火）まで

「第5期 横浜市地域福祉保健計画（素案）」について自由にご意見をお寄せください。

※このはがきは使用できません。

推進のための取組

1 身近な地域で
支えあう
仕組みづくり

(1) 日常的なつながりを
通じた住民による支え
あいの充実

・身近な地域で気かけあい、困りごとを抱えた人への気づきを広げる
・日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
・安心して地域生活を送るための支えあいの充実

(2) 課題解決に向けた
住民・関係機関・団体
の連携

・困りごとを抱えた人を住民、支援機関・関係機関が連携して支援する
・一人ひとり、各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
・支援する人が一人で抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
・いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」など複合的な課題に対応するためのネットワークの構築

(3) 身近な地域における
総合的な権利擁護の
推進

・障害や病気があっても地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
・権利擁護支援を推進する機関、団体等による地域連携ネットワークの拡充

(4) 生活困窮者支援を
通じた地域づくり

・複合的課題に対応するための福祉、教育、就労、住宅等の様々な分野の多機関連携
・社会的孤立状態の予防、解消
・支援者の孤立予防
・「支える側」「支えられる側」に捉われず、誰もが地域の一員としての居場所や役割をもてる地域づくり

2 地域における
福祉保健活動
を推進するための
基盤づくり

(1) 地域における関係
組織・団体の体制の
強化

・自治会町内会、地区社協、地区民生委員児童委員協議会等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
・地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
・新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実

(2) 社会福祉法人・企業・
学校等の主体的な
参画に向けた支援

・社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
・地域と学校の連携・協働の推進
・多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援

(3) 区役所・区社協・地域
ケアプラザ等の協働に
よる地域を支える基盤
づくり

・地域特性をふまえた区役所、区社協、地域ケアプラザによる地域支援の推進
・包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

3 多様性を尊重
した幅広い
市民参加の
促進

(1) 多様性を理解し、
尊重しあえる地域
づくり

・障害のある人や外国人、性的少数者等、立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
・日常のつながりの中での相互理解の推進

(2) 交流・つながり、社会に
参加する機会の創出と
拡充

・身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
・乳幼児から現役世代、高齢者など多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
・生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
・子どものころから地域とつながるきっかけづくり
・時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出

(3) つながりを通じた
健康づくりの推進

・様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
・一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
・地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

※ 市社協：横浜市社会福祉協議会、区社協：区社会福祉協議会、地区社協：地区社会福祉協議会

第5期

横浜市地域福祉保健計画

～よこはま笑顔プラン～（計画期間：令和6年度～10 年度）

【素案】

令和 5 年 4 月

目次

第 1 章 計画の趣旨 1

1 地域福祉保健計画について	2
(1) 人口減少・超高齢社会の到来と、複合化・複雑化する生活課題	2
(2) 地域共生社会の実現と「地域福祉計画」	2
(3) 横浜市の地域福祉保健計画	2
(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携	3
(5) 地域福祉保健計画の策定の趣旨	4
2 計画期間	5
3 計画の位置づけ	6
(1) 「横浜市中期計画 2022～2025」との関係	6
(2) 主な福祉保健の分野別計画との関係	7
(3) 市計画・区計画・地区別計画の関係	8
(4) 圏域の考え方	10

第 2 章 横浜市の地域福祉保健計画 を取り巻く状況 11

1 国の動向	12
(1) 地域福祉推進の理念 ～地域生活課題の把握と、関係機関との連携等による解決～ ...	12
(2) 包括的な支援体制づくり ～課題解決 & つながり続けるアプローチ～	12
2 統計データからみる横浜市の状況	14
(1) 2020 年をピークに人口は減少、今後は 85 歳以上人口が大幅に増加	14
(2) 単身世帯の増加	15
(3) 地域における「つながり」の希薄化	15
(4) 自治会町内会加入率の減少	16
(5) コロナ禍における地域活動・交流の機会の変化	16
(6) 「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」と思う人が半数以上	17
(7) 市内の認証 NPO 法人の増加	17
3 横浜市のこれまでの取組	18
(1) より身近な地域での基盤づくり・体制づくりの推進	18
(2) 地区別支援チームによる住民主体の活動支援	18
(3) 「地域に身近な福祉保健活動の拠点」としての地域ケアプラザの整備	18
4 第 4 期計画の振り返りと第 5 期に向けた課題	19

第 3 章 第5期計画の方向性 21

- 1 全体像と基本理念 22
- 2 目指す姿 23

第 4 章 推進のための取組 25

- 1 身近な地域で支えあう仕組みづくり 27
 - (1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実 27
 - (2) 課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携 30
 - (3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進 33
 - (4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり 36
- 2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり 38
 - (1) 地域における関係組織・団体の体制の強化 38
 - (2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援 41
 - (3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり 43
- 3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進 45
 - (1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり 45
 - (2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充 47
 - (3) つながりを通じた健康づくりの推進 50

第 5 章 推進体制 53

- 1 推進体制 54
- 2 計画推進の視点 55
 - (1) 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する 55
 - (2) 一人ひとりの暮らしに着目して支える 55
 - (3) 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む 56

第 1 章 計画の趣旨

- 1 地域福祉保健計画について
- 2 計画期間
- 3 計画の位置づけ

1 地域福祉保健計画について

(1) 人口減少・超高齢社会の到来と、複合化・複雑化する生活課題

- ・ 横浜市は国内最大の都市ですが、人口は2020年をピークに減少に転じており、今後は特に85歳以上の高齢者が急増するなど、人口減少・超高齢社会を迎えることになります。
- ・ 一方で、近年では、80代の親がひきこもり状態にある50代の子の生活を支えるといったいわゆる「8050問題」や、親の介護と育児などが同時進行となる「ダブルケア」、本来大人が担うことが想定されている家族の介護やケア、家事などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」の問題など、複数の分野にまたがる「複合化・複雑化した生活課題」を抱える人たちの存在が浮き彫りになっています。
- ・ 地域における住民相互の「つながり」が徐々に希薄化している中で、様々な生活課題を抱える人が誰にも相談できずに孤立し、問題が深刻化してしまうケースも珍しくありません。

(2) 地域共生社会の実現と「地域福祉計画」

- ・ そのような中、地域で暮らす人々が様々な生活課題を抱えながらも、地域住民や地域の多様な主体が互いに「つながり」、「支えあう」ことで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。
- ・ 地域共生社会の実現に向けては、地域課題の解決力の強化のため、2018年（平成30年）施行の改正社会福祉法により、それまで「任意」であった地域福祉計画の策定が「努力義務」ととなりました^{※1}。

(3) 横浜市の地域福祉保健計画

- ・ 横浜市の地域福祉計画は、2004年度（平成16年度）に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。
- ・ さらに、第3期計画からは、横浜市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が定めていた「横浜市地域福祉活動計画」と一本化して策定することにより、市と市社協の取組を一体的に推進しています。

^{※1} 市町村地域福祉計画（法第107条）

<地域福祉保健計画の推進の経緯>

計画	主な特徴
第1期 横浜市地域福祉計画 (2004～2008 年度)	・ 社会福祉法改正を踏まえ、市及び全区で地域福祉計画を策定
第2期 横浜市地域福祉保健計画 (2009～2013 年度)	・ 全区で地区別計画を策定 ・ 福祉と保健の取組の一体的な推進 ・ 地域福祉保健計画に名称変更
第3期 横浜市地域福祉保健計画 (2014～2018 年度)	・ 市社協の地域福祉活動計画と一体化、連携して推進
第4期 横浜市地域福祉保健計画 (2019～2023 年度)	・ 成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進

(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携

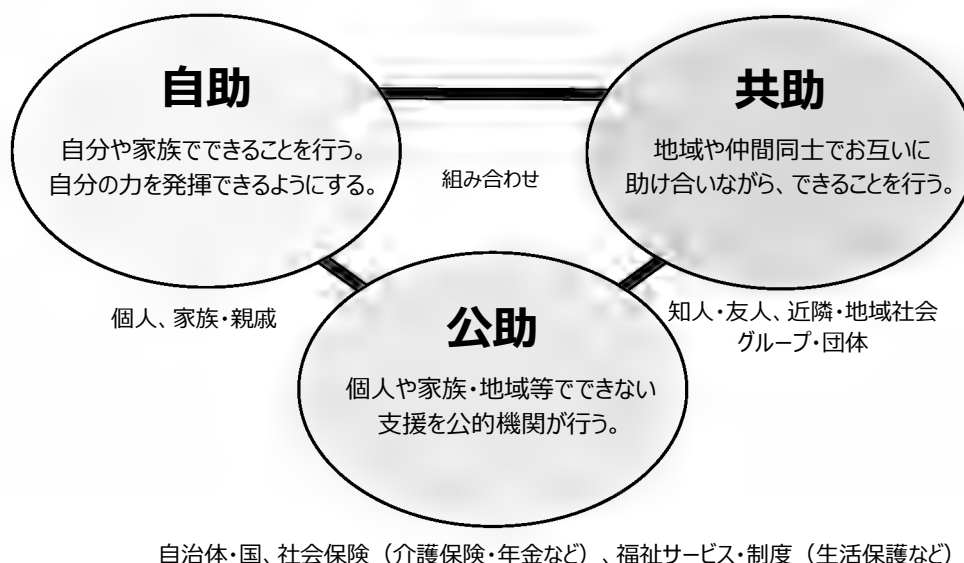
- ・ 地域福祉保健においては、個人でできることは自分たちで取り組む「自助」、一人では解決できないことをお互いに助け合う「共助」、行政でなければ解決できない問題に取り組む「公助」が相互に連携して進められることが重要です。
- ・ 地域福祉保健計画では、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ、関連付けながら総合的に取組を進めていきます。

<自助・共助・公助の定義について>

【自助】自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

【共助】地域や仲間同士でお互いに助け合いながら、できることを行う。

【公助】個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。



(5) 地域福祉保健計画の策定の趣旨

- ・ 地域福祉保健計画の策定の趣旨は、地域住民と関係機関・団体等が協力して取り組む地域づくりを計画として明文化し、合意形成を図りながら推進していくことにあります。
- ・ 計画の策定を通じて、地域住民と関係機関・団体等が地域ごとの現状と課題を明らかにし、より良いまちづくりに向けた目標を共有することで、同じ方向を見据えて、それぞれの役割に応じた取組を進めていくことができます。
- ・ 地域住民や地域の多様な主体が互いにつながり、支えあう地域共生社会の実現に向けて、地域に暮らす一人ひとりが「私たちのまち」に関心を持ち、地域福祉保健の推進に取り組んでいくことが重要です。

2 計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度～2028（令和10）年度の5年間です。

<市計画・区計画の計画期間>

	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
市計画	第1期					第2期					第3期				
区計画	第1期 ※1					第2期					第3期				
	第1期 ※2					第2期									
	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
市計画	第4期					第5期									
区計画	第3期					第4期					第5期				
	※3														

※1 鶴見／神奈川／西／南／青葉／栄／泉

※2 中／港南／保土ヶ谷／旭／磯子／金沢／港北／緑／都筑／戸塚／瀬谷

※3 コロナ禍の影響により第4期計画策定期間を1年延長

3 計画の位置づけ

(1) 「横浜市中期計画 2022～2025」との関係

～「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」に向けて～

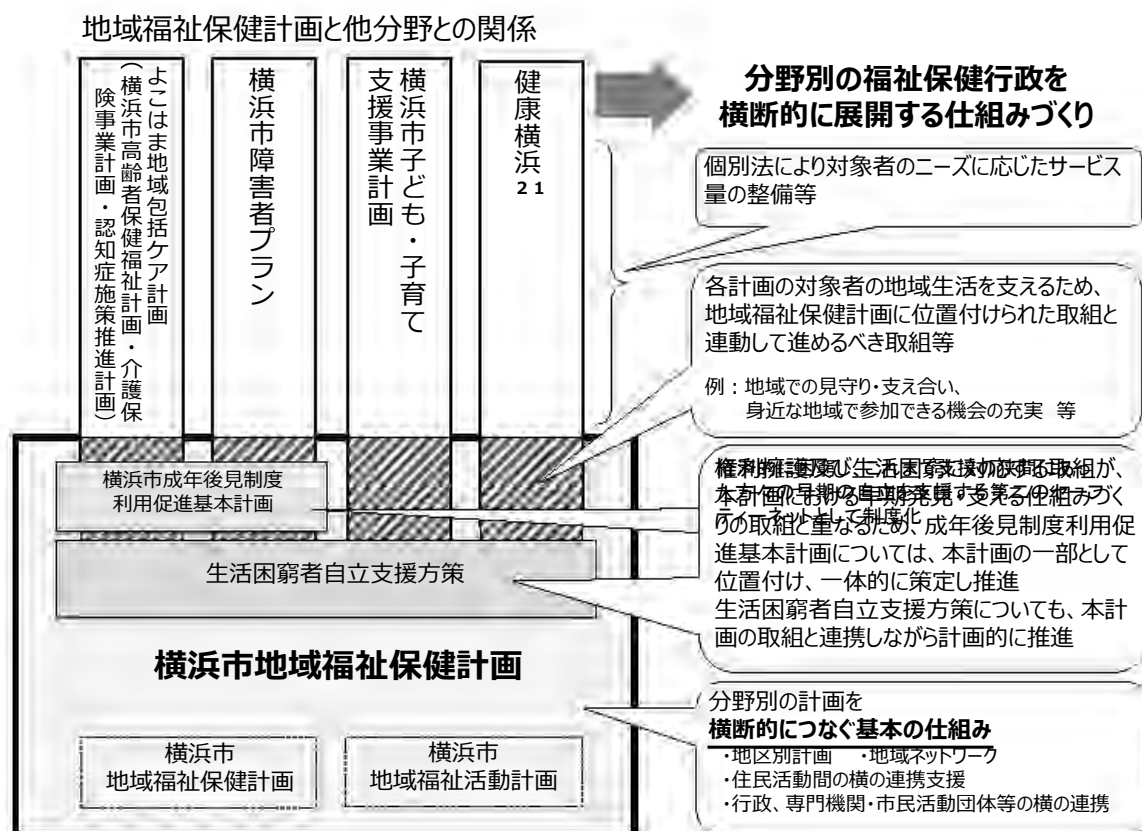
- ・ 本市では、令和4年度に策定した中期計画 2022～2025 において、2040 年頃のありたい姿として、横浜に関わる人・企業・団体の皆様と共有する指針となる「共にめざす都市像『明日をひらく都市 OPEN×PIONEER』」を掲げました。
- ・ その実現に向けた 10 年程度の取組の方向性として、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、中期計画の核に据えています。
- ・ この基本戦略では5つのテーマを掲げ、子育て世代への直接支援に加えて、地域コミュニティや経済活性化、まちづくりなど、様々な施策分野を連携させることで、市民生活の質と都市の活力の向上の好循環を生み出し、横浜の魅力を総合的に高めていくことを目指しています。
- ・ 横浜市地域福祉保健計画は、基本戦略の推進にあたって主にテーマ 02:コミュニティ・生活環境づくり「未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまち」の実現に向け、互いに支えあい誰もが自分らしく活躍できる地域づくりなどを推進する計画として位置づけられています。
- ・ 横浜市地域福祉保健計画の推進を通じて、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境を醸成し、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指します。



(2) 主な福祉保健の分野別計画との関係

- ・ 地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害のある人、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び支援機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。
- ・ 分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と連動して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。
- ・ なお、成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の一部として位置付け、一体的に策定し推進します。
- ・ 生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であるため、生活困窮者自立支援方策を地域福祉保健計画の中に位置付けて取り組むこと、とされています（「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成26年3月27日社援発0327第13号）」）。
- ・ 横浜市では、本制度の基本理念と方向性を計画で示し、より具体的な事項については、「横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針」に示すことで計画的に推進していきます。

<主な福祉保健の分野別計画との関係>



(3) 市計画・区計画・地区別計画の関係

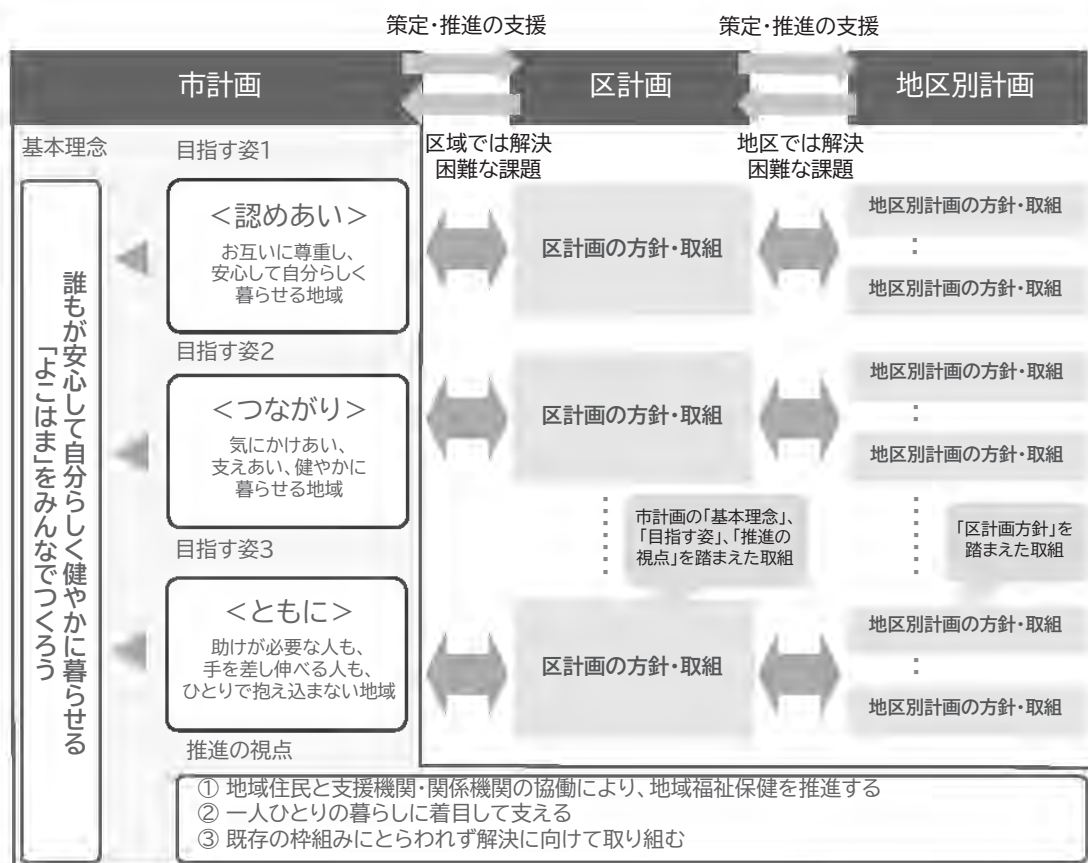
- ・ 横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画及び地区別計画（地区連合町内会※²単位）で構成しています。
- ・ 政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービスの提供や、区民ニーズや地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区で区計画を策定しています。さらに、地域課題や生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期計画から各区で地区別計画を策定・推進しています。
- ・ 市計画では、計画の推進を通じて目指す目標である「基本理念」と、より具体的な方向性である「目指す姿」、計画の推進にあたっての前提となる考え方である「推進の視点」を示しています。
- ・ これらは、全市に共通する目標、方向性、考え方であり、市計画は区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。
- ・ 区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。

※² 多くの自治会町内会が参加し、主に自治会町内会相互の連絡調整や地域住民の福祉増進のために広域的な事業（例えば、地区での運動会や、災害を想定した防災訓練、青少年健全育成のための繁華街でのパトロールなど）を実施する組織。

<市計画・区計画・地区別計画の位置づけと盛り込む内容>

	市計画	区計画	
		区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)
位置付け	- 全市域を対象とした計画 - 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示	区の実情に応じた、区民に身近な中心的計画	地区別の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが協働して策定・推進する計画
盛り込む内容	- 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」 - 上記の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 - 区計画の推進に必要な市・市社協の取組	- 市計画の「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を踏まえた、地域特性に応じた区の方針 - 上記の実現に向けて区域で取り組むべき課題に対する取組 - 地区別計画の活動を支える地区別支援チームの取組	- 区計画の方針を踏まえた、地域特性に応じた地区の方針など - 住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組 - 上記の実現に向けた課題と、地区の取組

<市計画・区計画・地区別計画の関係>



(4) 圏域の考え方

- ・ 横浜市は人口約 370 万人の大都市であり、市内でも地域によって生活上の課題等が異なっているため、一律の計画のみでは、課題解決を進める上で十分とはいえない状況にあります。住民が地域生活課題を解決するためには、一定の範囲で地域の特性や状況に応じた検討や取組を行う必要があります。
- ・ 地域福祉保健の圏域を横浜市の現状から考えると、次のように分けられます。

<地域福祉保健計画における圏域>

	圏域	圏域の考え方
地区別計画	<u>近隣</u> 自治会町内会の班(組)程度	隣近所の付き合いや地域住民相互の協力により、支援の必要な人を把握し、見守りや日常生活支援等を行う基礎的な範囲。
	<u>自治会町内会</u> 人口平均 1,300 人程度	地域住民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。団地やマンション等もこの範囲。
	<u>地区連合町内会</u> 人口平均15,000人程度 253 地区	自治会町内会、各団体・組織がまとまり、地区連合町内会や地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という。)*3を組織し、活動を行っている圏域。
	<u>日常生活圏域(中学校区程度)</u> 人口平均25,000人程度 地域ケアプラザ(146 圏域)	地域ケアプラザ(地域包括支援センター)等、身近な地域課題を解決するための福祉保健サービスや公共施設が整備されている圏域。
区計画	<u>区域(18区)</u> 人口 10～35 万人程度	効果的なサービス提供を実現するために区社会福祉協議会(以下、「区社協」という。)をはじめとした様々な公的機関を整備し、区役所を中心にそれぞれの圏域で把握した各地区に共通する地域課題を共有し、各地域を支援する地域福祉保健施策を進める圏域。
市計画	<u>市域</u> 人口 370 万人	市全域を対象とした、総合的な地域福祉保健の取組を推進する圏域。

*3 その地域に暮らす人たちが、自らの地域を良くするために様々な活動を行う任意の団体

第 2 章

横浜市の地域福祉保健計画 を取り巻く状況

- 1 国の動向
- 2 統計データからみる横浜市の状況
- 3 横浜市のこれまでの取組
- 4 第4期計画の振り返りと第5期計画に向けた課題

Ⅰ 国の動向

(1) 地域福祉推進の理念 ～地域生活課題の把握と、関係機関との連携等による解決～

- ・ 日本では、未婚化・晩婚化や高齢化の進行に伴い、単身世帯が増加、世帯規模が縮小しています。また、日本型雇用慣行の変化により、安定した雇用につけない人が増加しています。地域においては、近所付き合いをはじめとする住民同士のつながりが弱くなってきています。
- ・ 日本の社会保障制度が前提としてきた、頼れる家族がいる、安定した雇用についている、社会的なつながりがあるといった状況が変化の中で、制度上これまで想定されていなかったような課題や、生活保護、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉の一つの分野にとどまらない複合的な課題を抱える人や世帯が増えています。
- ・ こうした中、2017年に社会福祉法が改正され、地域福祉推進の理念が次のように規定されました。

地域福祉推進の理念(社会福祉法第4条第3項より)

地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

- ・ 福祉サービスを必要とする住民だけでなく世帯も対象となっていること、福祉や介護、保健医療にとどまらず多様で複合的な地域生活課題を捉えていること、その地域生活課題を「把握」とともに「関係機関との連携等による解決」が図られることを目指していることが分かります。

(2) 包括的な支援体制づくり ～課題解決 & つながり続けるアプローチ～

- ・ さらに、上記の「地域福祉推進の理念」を実現するため、市町村が「包括的な支援体制」づくりに努める旨が規定されました。「包括的支援体制」については、以下のように定められています。

「包括的支援体制」とは？

- ①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ③主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課「社会福祉法の改正趣旨・改正概要(重層的支援体制整備事業について)」, 令和3年1月7日

- その後、国では「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が設置され、「包括的な支援体制」を具体化するための検討が行われました。ここでは、従来の「具体的な課題解決を目指すアプローチ」に加え、「つながり続けることを目指すアプローチ」（伴走型支援）が必要であり、2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが重要とされました。

「伴走型支援」とは？

具体的な課題解決を目指すアプローチは、本人が有する特定の課題を解決に導くことを目指すものである。このアプローチを具体化する制度の多くは、それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金給付、現物給付）を行う設計となっている。

これに対して、つながり続けることを目指すアプローチ（以下「伴走型支援」という。）は、支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指すものである。伴走型支援は、特に、生きづらさの背景が明らかでない場合、自己肯定感や自己有用感が低下している場合、8050 問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに有効である。

出典：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ，令和元年 12 月 26 日

- また、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する「包括的な支援体制」の構築を推進するため、以下の3つの支援を一体的に実施する事業の創設を行うべきとした。

「包括的な支援体制」の構築を推進するための新たな事業における3つの支援

① 断らない相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

② 参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

③ 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

出典：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ，令和元年 12 月 26 日

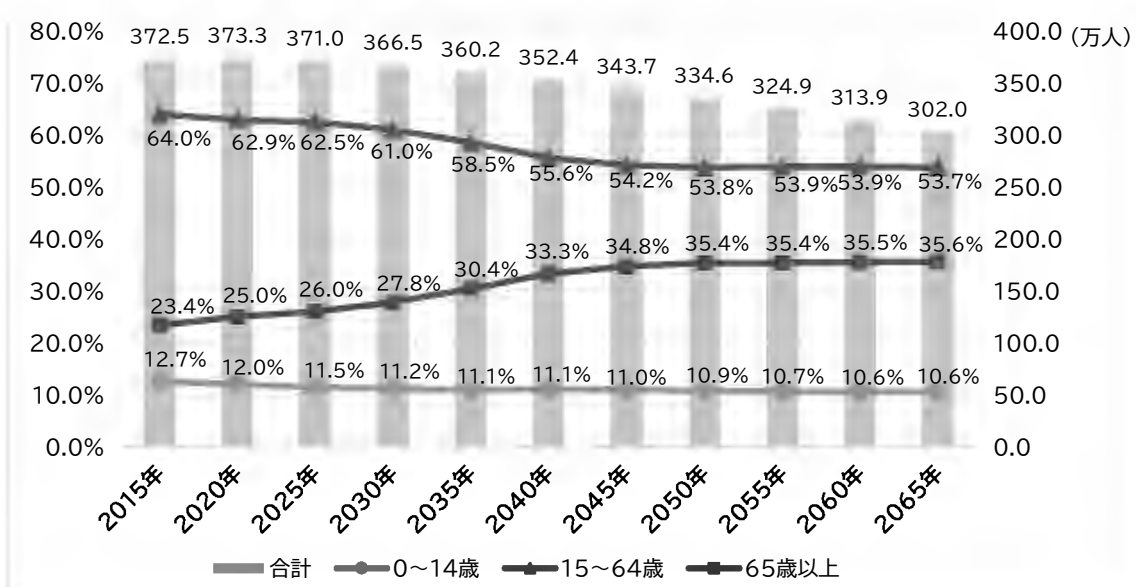
2 統計データからみる横浜市の状況

以下は、計画の完成時にはデータの更新と併せて、各グラフの解説を修正します。

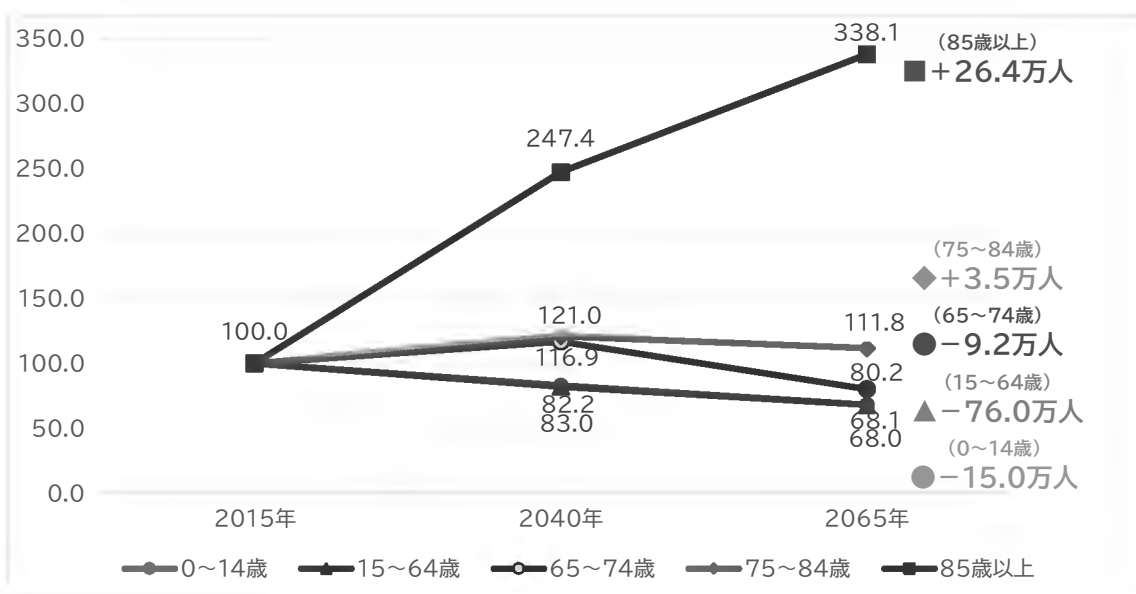
(1) 2020 年をピークに人口は減少、今後は 85 歳以上人口が大幅に増加

- ・ 横浜市の人口は、2020 年に約 377.7 万人とピークを迎え、現在は減少傾向にあります（以下のグラフの推計時点では、ピークは 2019 年）。
- ・ 今後は少子高齢化が進むことが懸念されており、特に 85 歳以上人口の急激な増加が見込まれています。

<人口と年齢3区分人口の構成比の将来推計>



<年齢区分ごとの人口の増減(2015 年=100.0)>

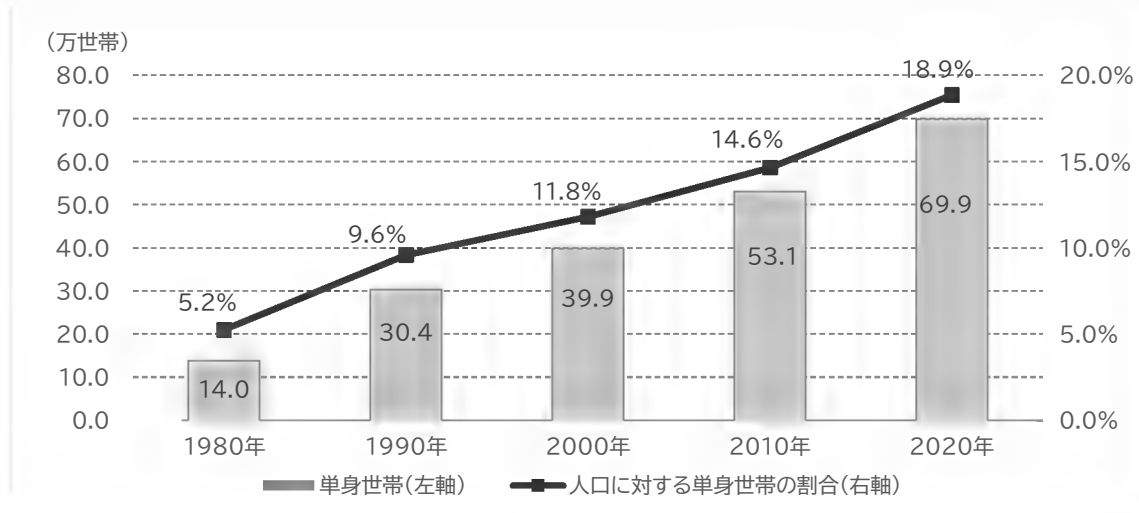


出典:横浜市将来人口推計(政策局 基準時点:2015 年)

(2) 単身世帯の増加

- 横浜市では、単身世帯数が増加しており、1980年の約14.0万世帯から、2020年には約69.9万世帯と約5倍に増加しています。また、人口に対する割合も5.2%から18.9%へと約3.6倍となっています。

＜単身世帯数と人口に対する単身世帯の割合(横浜市)＞

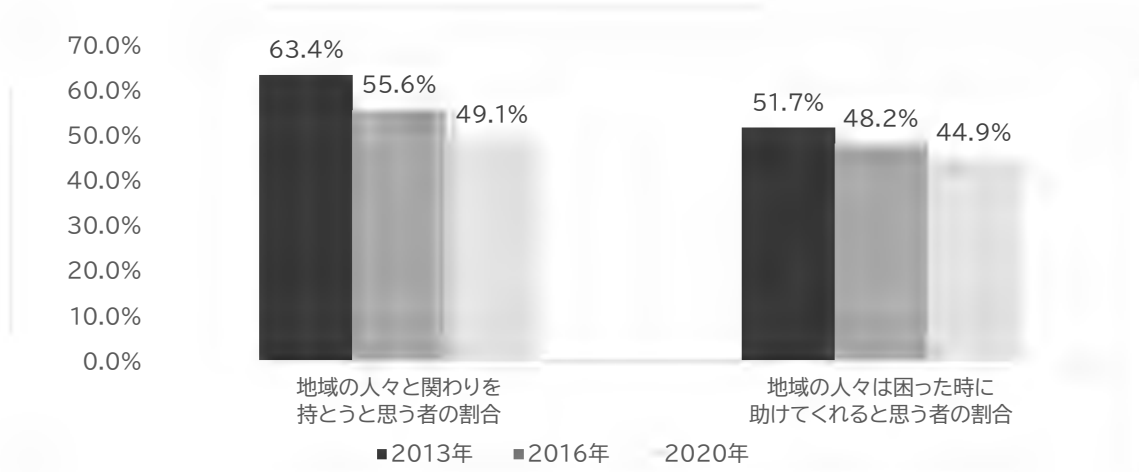


出典:国勢調査(総務省)

(3) 地域における「つながり」の希薄化

- 「健康に関する市民意識調査」の結果をみると、「地域の人々と関わりを持とうと思う者の割合」と「地域の人々は困った時に助けてくれると思う者の割合」は徐々に減少傾向にあり、地域における住民同士の「つながり」の希薄化が懸念されます。

＜ソーシャルキャピタル※4の状況＞



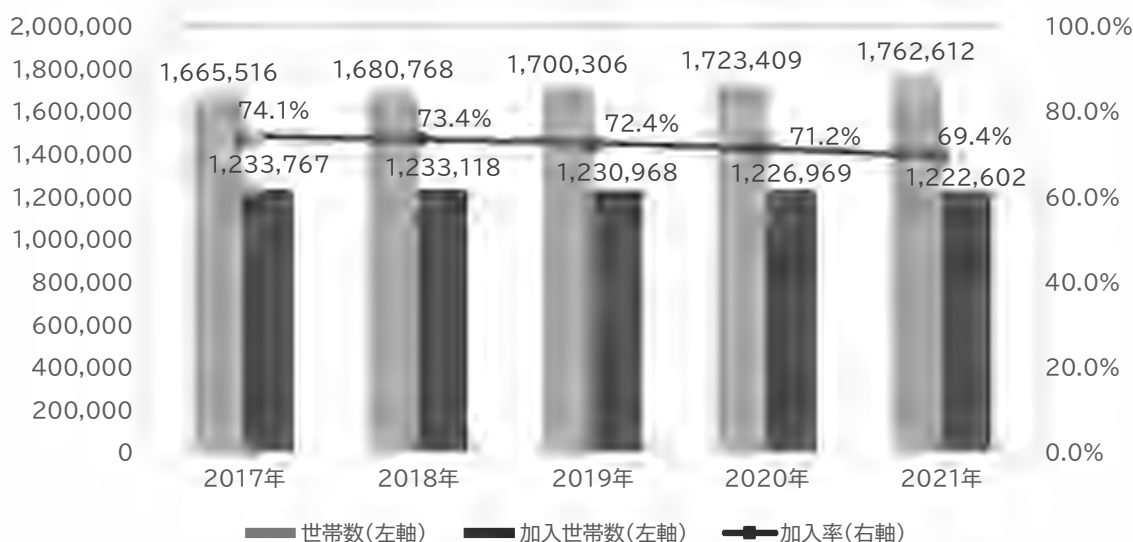
出典:健康に関する市民意識調査(健康福祉局)

※4 社会や地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。

(4) 自治会町内会加入率の減少

- 自治会町内会の加入世帯数および加入率は、徐々に減少しています。

<自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移>



出典：自治会町内会実態調査(市民局地域活動推進課)

(5) コロナ禍における地域活動・交流の機会の変化

- 地区社協の実施事業数は、コロナ禍の影響もあり 2020 年度には「交流(イベントなどの単発な物)」や「居場所」「主催研修」などの件数が大きく減少しましたが、2021年度にかけては、全ての事業が増加しています。
- また、コロナ禍の状況をとらえ、各地域において様々な工夫がされており、個別世帯の見守りや地域全体の見守り(パトロール)の件数は、年々増加しています。

<地区社協の実施事業数>

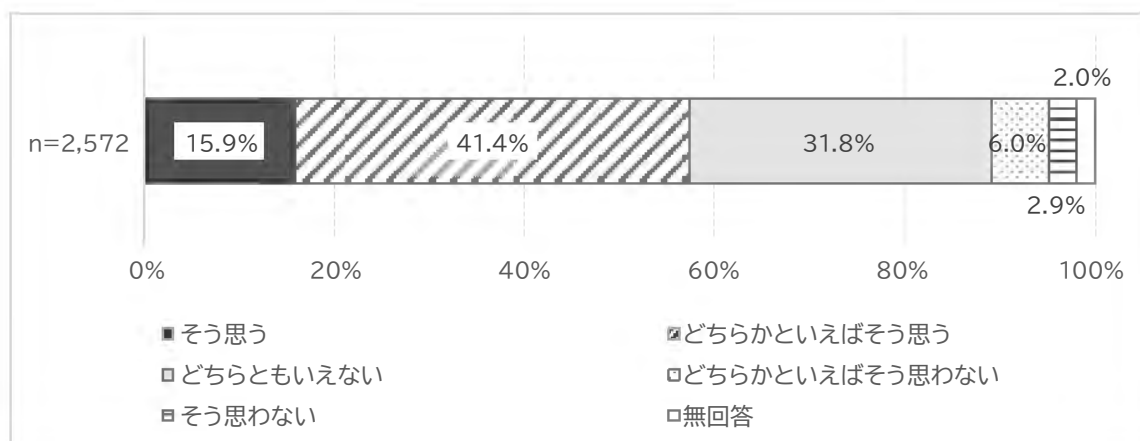
事業の種類	2019年度	2020年度	2021年度
個別世帯の見守り	277	288	324
地域全体の見守り(パトロール)	235	245	274
地域全体の見守り(支え合いマップ・要援護者マップなど)	223	144	148
交流(イベントなど単発な物)	755	228	278
居場所(サロン・子ども食堂など継続的なもの)	1,056	788	968
配食活動	85	77	84
主催研修	163	65	112
合計	2,794	1,835	2,188

出典：地区社協データ集(横浜市社会福祉協議会)

(6) 「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」と思う人が半数以上

- ・ 市民意識調査における、「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」との問いへの回答をみると、「そう思う」が15.9%、「どちらかといえばそう思う」が41.4%でした(合計:57.3%)。

＜「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」と思う人の割合＞

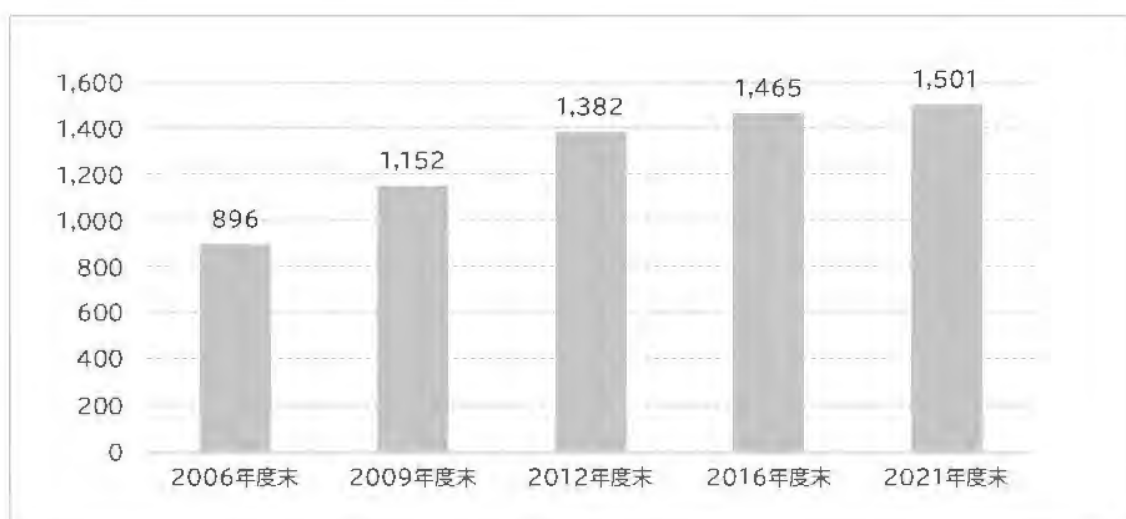


出典：令和3年度市民意識調査(政策局)

(7) 市内の認証 NPO 法人の増加

- ・ 市内の認証 NPO 法人の数は、2006 年度から 2021 年度の 15 年間で約 1.7 倍に増加しています(896 法人→1,501 法人)。
- ・ 多様な主体による団体が増加しています。

＜市内認証 NPO 法人の推移＞



出典：市民局

3 横浜市のこれまでの取組

(1) より身近な地域での基盤づくり・体制づくりの推進

- ・ 地区別計画は、地区連合町内会単位で策定・推進されていますが、地区連合町内会の中でも地域が抱える課題などは様々です。したがって、地域の課題をより小さい単位である「自治会町内会単位」で捉え、住民が取り組む活動も自治会町内会を単位として実施されるものもあります。
- ・ 第4期計画では、自治会町内会圏域など、より身近な地域の活動を支援できるよう必要な支援に取り組みました。

(2) 地区別支援チームによる住民主体の活動支援

- ・ 地区連合町内会圏域で策定される「地区別計画」の推進に向けて、区・区社協・地域ケアプラザ等で編成される「地区別支援チーム」が地区ごとに設置されており、地区別計画における地域の取組を住民が主体となって推進していけるよう支援を行っています。
- ・ 地区別支援チームは、地区別計画・推進組織の会議等に参加し、住民とともに協働で計画の策定・推進をすることが主な役割です。
- ・ チームメンバーは、それぞれが把握した地域の情報・課題を共有し、その解決に向けた取組について検討し、必要な取組を地区の住民に対して提案するなど、その活動を支援しています。

(3) 「地域に身近な福祉保健活動の拠点」としての地域ケアプラザの整備

- ・ 横浜市では地域ケアプラザを「地域に身近な福祉保健活動の拠点」として位置付けており、日常生活圏域ごとに設置しました。
- ・ 地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、あらゆる層の人の相談を受け止めるとともに、地域住民の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援し、住民主体による支えあいのある地域づくりを支援しています。
- ・ 地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し、総合的に支援するとともに、地域の課題を明らかにし、地域住民とともにその解決に取り組んでいます。

4 第4期計画の振り返りと第5期に向けた課題

中間評価では以下の課題が抽出されました。今後の最終評価を踏まえて更新します。

- ①身近な地域における「つながり」と「支えあい」の創出が必要
- ②世代や分野にとらわれない、包括的な支援体制の構築が必要
- ③困りごとを相談しやすい環境整備が必要
- ④交流などを通じた、障害などに対する正しい理解の普及が必要
- ⑤支援機関同士の情報共有・連携強化を通じた支援体制の強化が必要
- ⑥学校と地域が一緒になって子どもを育てるための取組が必要
- ⑦一人ひとりの関心・参加意欲、個性に着目した多様な活動機会の創出が必要

第 3 章

第5期計画の方向性

1 全体像と基本理念

2 目指す姿

Ⅰ 全体像と基本理念

- 計画の推進を通じて目指す全市に共通の目標像である「基本理念」、及びより具体的な方向性である「目指す姿」とその実現に向けた「推進のための取組」、さらに計画の推進にあたっての前提となる考え方である「推進の視点」は以下のとおりです。

第5期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）

計画期間：2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

＜基本理念＞ ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1

＜認めあい＞

お互いに尊重し、
安心して自分らしく
暮らせる地域

目指す姿2

＜つながり＞

気かけあい、
支えあい、健やかに
暮らせる地域

目指す姿3

＜ともに＞

助けが必要な人も、
手を差し伸べる人
も、ひとりで抱え込
まない地域

＜推進のための取組＞

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

＜推進の視点＞

- ① 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する
- ② 一人ひとりの暮らしに着目して支える
- ③ 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

2 目指す姿

1. 認めあい

～お互いに尊重し、安心して自分らしく暮らせる地域～

- 地域には様々な立場や背景の人がいます。その中には、その存在が十分に認識されず、孤立しがちになるなどの生きづらさを抱えた人もいます。また、社会や生活環境の変化により、あるがままの自分であることが難しくなっている人もいます。
- どのような人でも、安心して自分らしく暮らしていくためには、身近な地域で「受け入れられている」「ここにいていい」と感じられることが必要です。
- 同じまちの中で一人ひとりの多様性を広く受け入れ「お互いを知り、認めあい、尊重する」ことで、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を目指します。

2. つながり

～気につけあい、支えあい、健やかに暮らせる地域～

- 一人ひとりの「つながり」の形は多様です。近所の人と世間話をする、ひとり暮らしの方を日頃から気にかけている、共通の趣味を持った者同士で集まる、生活の中で様々な困難を抱えている人が近隣の住民や専門職のサポートを受ける。これらはいずれも暮らしの中にあるかけがえのない「つながり」といえます。
- 交流する場や機会を通じて、人と人との「つながり」をつくることは、暮らしを生きがいのある充実したものとし、心身の健康にも良い効果をもたらすことが期待されます。
- 人と人との「つながり」が、心身の健康や役割の創出などを通して支えあいへと発展し、暮らしやすい地域の実現へと近づきます。
- 一方で、コロナ禍の影響や社会環境の変化により、これまでに比べて、つながりや気につけあう機会が減少してしまっている地域もあります。
- 今改めて身近な地域でつながることの大切さを共有し、お互いに気につけあい、支えあえる地域を目指します。

3. とともに

～助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まない地域～

- 困りごとを抱えながら暮らしている人の中には、「周囲に知られたくない」、「誰に頼れば良いかわからない」など、助けてと言えない人も多くいます。その一方で、「困っている人に気づいていても、どうすればよいか分からない」、「どう支援したらよいか分からず、抱え込んでしまっている」といった人もいます。
- 助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、孤立することなく、周囲に相談できる環境を地域の中に整えていくことが必要です。
- 「住民同士のつながり」や「行政・関係機関等の分野を超えた連携」の推進など、あらゆる人や主体が「ともに」取り組んでいくことで、ひとりで抱え込まない地域を目指します。

第 4 章 推進のための取組

- 1 身近な地域で支えあう仕組みづくり
- 2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
- 3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

『第4章 推進のための取組』の見方

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり

3つの「推進のための取組」
ごとに全体の方向性を記載

【全体の方向性】

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、地域の課題解決に向けた住民・支援機関・関係機関の連携を促進していきます。また、高齢化の進展等を見据えて…

(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

全体の方向性をふまえた
具体的な取組項目

<現状・課題>

- 自治会町内会や民生委員・児童委員等を中心とした見守りやサロン活動等に加え、子どもの居場所や移動販売等の活動の場を通して世代を超えた、幅広い対象者を意識した…

取組のポイント

- ・ 身近な地域で気にかけあい、困りごとを抱えた人への気づきを広げる
- ・ 日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
- ・ 安心して地域生活を送るための支えあいの充実

<取組>

情報発信・啓発

- 隣近所の人の様子や暮らしをさりげなく気に掛けあうような、緩やかな見守り
知啓発<市>
- …

連携強化・ネットワーク構築

- 一人ひとりの身近な「気づき」を共有するために、地域住民が繋がるためのきっかけ…

事例・ノウハウの共有

- 住民と企業、商店、施設、NPO等、地域にある様々な主体による見守りの事例集約と共有…

人材育成・確保／体制強化

- 地域の特性や課題に応じた支援を通じた地域のつながりづくり<市・市社協>

交流等の場の充実

- 住民相互の見守り、気づき、助けあいにつながる身近な地域における居場所づくりの推進…

取組を以下の項目に
分けて記載
【情報発信・啓発】
【連携強化・ネットワーク構築】
【事例・ノウハウの共有】
【人材育成・確保／体制強化】
【交流等の場の充実】

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり

【全体的方向性】

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、地域の課題解決に向けた住民・支援機関・関係機関の連携を促進していきます。また、高齢化の進展等を見据えて権利擁護を推進するとともに、生活困窮、いわゆる「8050 問題」、ひきこもり状態にある人やヤングケアラー等、そのご家族への支援などに取り組みます。併せて、子育て世帯が孤立しないよう地域における子育て支援の場や機会を拡充します。

(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

＜現状・課題＞

- 自治会町内会や民生委員・児童委員等を中心とした見守りやサロン活動等に加え、子どもの居場所や移動販売等の活動の場を通して世代を超えた、幅広い対象者を意識した地域主体の見守りの取組が進んでいます。
- その一方で、コロナ禍で急増した困窮者からの相談の背景に、困った時に相談できる相手がおらず、つながりが乏しい社会的孤立状態に置かれている人が多くいることも明らかになっています。
- まわりの住民は、身近に困っている人がいるということを知らなかったり、異変に気づいても誰に伝えたらよいのか分からず、抱え込んでいたりするという現状もあります。
- 困っている人が地域の中かで孤立しないこと、また、何らかのきっかけで困りごとを抱えた時に、安心して自ら支援を求めることができるよう、これまで取り組まれてきた見守り・支えあいの活動だけでなく、地域全体でお互いに気にかけるようなことのできる関係を広げていくことが大切です。
- 世代や障害、国籍等、様々な立場や背景を超え、身近な地域での日常的な「つながり」を通じた地域ぐるみの緩やかな見守り体制を構築していく必要があります。

取組のポイント

- ・ 身近な地域で気にかけるあい、困りごとを抱えた人への気づきを広げる
- ・ 日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
- ・ 安心して地域生活を送るための支えあいの充実

<取組>

情報発信・啓発

- 隣近所の人の様子や暮らしをさりげなく気に掛けあうような、緩やかな見守りが大切であることの周知啓発<市>
- 困りごとは多様であり、身近な地域にも困っている人がいるという視点を共有するための情報発信<市>
- 周囲の人の変化に気づいた時に、身近な支援者や支援機関、行政等につなげる大切さの周知啓発<市>
- 様々な支援機関・関係機関や当事者団体などの相談窓口の周知<市>
- 地域住民に幅広く地域福祉保健の取組、活動を知ってもらうためのPR<市>
- 社会的孤立等、地域と支援機関が協働して受け止め、解決していく必要のある課題の提示と取組推進の支援<市・市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 一人ひとりの身近な「気づき」を共有するための地域住民がつながるきっかけづくり<市・市社協>
- 地域で様々な役割を担う人達が、困りごとを抱えている人を連携して見守る体制づくりに向けた支援<市・市社協>
- 認知症等の高齢者や障害のある人の外出中のトラブルや事故などを防ぐ、緩やかな見守り支援にむけた連携の仕組みづくり<市・市社協>

事例・ノウハウの共有

- 住民と企業、商店、施設、NPO等、地域にある様々な主体による見守りの事例集約と共有<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域の特性に応じた様々な課題に対する支援を通じた地域のつながりづくり<市・市社協>
- 地域における見守り機能強化に向けた市域の取組の検討<市・市社協>
- 住民・企業・商店等を対象とした見守り活動に協力するサポーターの養成<市・市社協>
- 障害等への理解を深め、本人の意思決定と見守りを進めていくための取組の検討、拡充<市・市社協>

- 個別支援級の通学や余暇などの付き添い等をきっかけとした、身近な地域のつながりづくりの推進
＜市社協＞
- 災害時要援護者支援等を通じた、平時からの地域主体の見守り活動の支援＜市・市社協＞
- コロナ禍で顕在化した課題の解決に向けた住民の支えあいによる取組の継続・拡充支援
＜市社協＞

交流等の場の充実

- 住民相互の見守り、気づき、助けあいにつながる身近な地域における居場所づくりの推進
＜市社協＞
- サロン、お茶会、趣味活動等の様々な交流の場が、地域の見守りにもつながる意識の共有＜市＞
- 地域ぐるみで子どもを育てる場の充実＜市＞
- 日常の様々な活動の中で、認知症や障害のある人等と交流し理解を深める機会や場の創出＜市＞
- 防災訓練・美化活動等、地域住民同士が顔を合わせ交流ができるような場への支援＜市＞
- 立場や背景、価値観の違いなどを互いに尊重し、必要なときに支えあうことができる関係づくりに向けた身近な地域の中で日常的に交流できる機会、場づくりの推進＜市＞

(2) 課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携

<現状・課題>

- 地域での見守り活動などは、自治会町内会や民生委員・児童委員等関係者を中心に日常的な取組として行われており、それにより困りごとを抱えた人の気づきにつながっています。新型コロナウイルス感染症の影響下では、地域での日常的なつながりがあることで、身近な人の困りごと気づき、地域と関係機関が協力した食支援の取組などがありました。
- 地域には、いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」、ヤングケアラー、ひきこもりなどの生活課題を抱えた人もいます。その生活課題解決のためには、既存の制度やサービスだけでは、対応することが難しい場合もあります。
- 課題の背景には、社会的孤立に起因する課題が隠れていたり、制度の狭間や複合的な課題により適切な支援に結びついていないなど、様々な要因が複雑に絡んでいることが考えられます。
- 支援が必要な人が、生活課題が深刻化する前に適切な支援につながるには、地域と支援機関・関係機関の連携した対応が必要であり、関係者同士や人と社会資源などをコーディネートする役割が重要です。また、困り事があった時に相談しやすい環境づくりも大切です。
- 複雑多様化した困りごとを抱えた人の支援は多岐にわたるため、地域住民や一部の機関だけでは支えきれないことがあります。
- 困りごとを抱えた人を支援する時に、一人で抱え込むのではなく、地域住民と関係機関が連携して受け止め、それぞれが得意なことや役割を発揮し、その人の暮らしに寄り添いながら伴走支援をすることが大切です。

取組のポイント

- ・ 困りごとを抱えた人を住民、支援機関・関係機関が連携して支援する
- ・ 各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
- ・ 支援する人が一人で抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
- ・ 複合的な課題に対応するためのネットワークの構築

<取組>

情報発信・啓発

- 関係機関・活動団体等が、お互いの特徴や役割の理解を深めるための情報発信<市>
- 支援を必要とする人に早期に気づき、的確な支援につなげるために、行政や支援機関・関係機関の相談先の明確化や制度の周知、情報提供<市>
- 専門職を対象に、担当分野にとどまらず、まずは一歩踏み出し相談を受け止める意識の醸成<市・市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 住民・住民組織と支援機関・関係機関等が連携・協働した地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり<市・市社協>
- 連携・協働が必要な機関、施設との調整やネットワーク化への支援<市>
- いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」、ヤングケアラー等、複合的な課題への相談・支援体制の構築<市・市社協>
- 複合的な課題を抱えた人を支援するため、各地域の状況にあわせた地域住民と専門職による情報共有やネットワークづくり<市>
- 困っている人が、自分ひとりで抱え込まずに「助けて」と言える環境づくり<市>
- 地域で活動している人が課題を抱え込まずに安心して活動できるよう、活動者同士のつながりを意識したネットワークづくり<市>
- 事業・施策を通じた見守り・支援が必要な人の早期発見・課題解決のための支援や協働<市>
- 移動支援や買い物支援等、ネットワークを構築して、課題を解決する取組につなげるための共通課題の共有<市社協>
- 区域を超えて取り組む課題の明確化と、その対応に向けたネットワークの構築<市社協>

事例・ノウハウの共有

- 複合的な課題や困りごとを抱えている人への支援方法に関する事例の共有<市>
- 既存のネットワークを生かした、地域と支援機関の情報共有、課題解決事例・ノウハウの集約と発信<市・市社協>
- 地域と支援機関・関係機関が課題解決に向けて連携して取り組んだ事例の紹介<市>
- 住民・住民組織と企業、NPO、施設、関係機関等、地域にある様々な主体による見守りの事例の集約や共有<市・市社協>
- 地域の状況に合わせた地域住民と支援機関との情報共有の仕組みづくりの推進<市・市社協>
- 地域住民と支援機関の連携による取組の更なる発展を目的とした事例発表の実施<市社協>
- 社会的孤立や生活困窮等、解決に向けた検討が必要な共通の地域課題の共有<市社協>
- 地域活動における個人情報の正しい理解、取り扱い・活用方法の周知<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域では解決できないような生活課題や困りごとを抱えている人が、いつでも気軽に相談できる人材の育成<市>
- 地域をよく知る人等と一緒に、課題解決のポイントやノウハウについての研修や広報等による働きかけ<市>
- 関係団体・関係者に対する、連携の必要性やコーディネート力の向上を目的とした研修の実施（コーディネートの必要性や手法等）<市・市社協>

第4章 推進のための取組 Ⅰ 身近な地域で支えあう仕組みづくり

- 地域と行政・専門職をつなげる関係機関におけるコーディネート役の育成・強化<市>
- 専門職だけではなく地域福祉保健活動に関わる全ての行政職員に対する研修の実施<市>
- 行政をはじめ、地域ケアプラザや基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点等、支援機関及び関係機関の専門職が、制度の狭間の課題に対して、その専門性を生かし積極的に支援に関わるためのネットワーク化<市・市社協>
- 地域住民と関係機関が協働した個別支援及び早期発見の仕組み、生活課題への支援策の検討等について、区社協や地域ケアプラザの理解を深める人材育成<市社協>

交流等の場の充実

- 地域に関する様々な情報を共有し、関係者同士で意見交換できる交流の場づくり<市>

(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進

横浜市成年後見制度利用促進基本計画については地域福祉保健計画の一部として位置付け、第4期に引き続き、本計画の一部として一体的に策定・推進します。

権利擁護は、高齢者・障害のある人も含めたすべての人の権利を尊重し、自己実現・自己決定を支援していくことです。成年後見制度利用促進も含め、児童虐待や消費者被害など、個人の権利や利益が侵害されることがないよう取組を進めます。

<現状・課題>

- 高齢化が進むことで、判断能力が低下したり、認知症を発症する人も増えていきます。また、精神保健福祉手帳や愛の手帳（療育手帳）を所持する人の増加傾向が続いています。認知能力の低下や障害により判断能力が十分でない人に対する虐待や権利侵害を防ぐためには、権利擁護支援が必要です。
- 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の取組の中心的な役割を担う中核機関（よこはま成年後見推進センター）が設置され、成年後見制度利用促進の取組は少しずつ広がっていますが、制度利用が必要と見込まれるにも関わらず、実際に制度を利用する人は、まだ少ない状況です。
- 身寄りのない人や高齢者のみの世帯、また、虐待など深刻化、複雑化する課題を抱えた人も増加しています。認知症等で判断能力が低下した本人だけでなく、その家族を含めた支援を必要とする人の身近な関係者に、権利擁護支援や成年後見制度の理解を広げ、課題が深刻化する前に支援につなげていく必要があります。
- 障害や認知能力の低下により判断能力が十分でなくとも、状況に合わせた適切な支援を受け、能力を生かしながら、地域の中で安心して生活が送れるよう取組を進めていく必要があります。そのためには、支援を行う支援機関・関係機関同士がお互いの役割を理解し、地域連携ネットワークを構築していくこと、また、支援を必要とする人の意向を尊重する意思決定支援が大切です。
- 児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を及ぼす重大な権利侵害です。全国の児童虐待相談対応件数は増加が続いており、子育ての大変さを保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、社会全体で支えていくことが必要です。

取組のポイント

- ・ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
- ・ 権利擁護支援を推進する地域連携ネットワークの拡充
（横浜市成年後見制度利用促進基本計画）

<取組>

情報発信・啓発

- 幅広い市民に成年後見制度を知ってもらうための分かりやすい制度案内<市・市社協>
- 対象者に合わせたパンフレットや動画等を用いた広報媒体の作成<市・市社協>
- 身近な地域で権利擁護の取組や成年後見制度を知ってもらうための幅広い周知<市・市社協>
- 高齢者・障害のある人と接する機会の多い身近な支援者への制度理解の推進<市・市社協>
- 障害福祉における権利擁護支援についての普及啓発<市・市社協>
- エンディングノートやあんしんノート等、終活支援、任意後見制度等の自己決定の後押しをする取組の推進<市・市社協>
- 意思決定支援と権利侵害の回復支援を基盤とした権利擁護に関する普及啓発<市・市社協>
- 詐欺被害等の相談も踏まえた、消費生活総合センターや警察とも連携した普及啓発<市・市社協>
- 「子どもの権利」「体罰によらない子育て」「ヤングケアラー」などに関する広報・啓発の推進<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 本人に寄り添った身近な地域での権利擁護支援チームの形成<市・市社協>
- 区協議会（成年後見サポートネット）を基盤とした地域における関係機関同士のネットワークの構築<市・市社協>
- 適切な制度運用や改善のための、中核機関を中心とした市域における連携強化<市・市社協>
- 適切な後見人等の選任・交代のための、司法、関係機関・団体等との連携強化<市・市社協>
- 後見人等を孤立させない権利擁護支援チームの形成や地域連携ネットワークの構築<市・市社協>
- 権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援<市・市社協>
- 市「障害者後見支援制度」等、本人の意向に沿った見守りネットワークの構築・拡充<市・市社協>
- 要保護児童対策地域協議会や横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議等子どもの支援に関する会議の開催<市>

事例・ノウハウの共有

- 区協議会（成年後見サポートネット）における事例検討など、関係者での課題分析や共有<市・市社協>
- 事例集などを用いた、支援者の共通理解を得るための意識の醸成と研修等の実施<市・市社協>
- 地域を基盤とした権利擁護支援の実践に関する集約と共有<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 権利擁護支援に関わる相談支援機関のスキルアップのための研修の実施<市・市社協>
- 本人の状況に合わせた適切な権利擁護支援につなげるための仕組みづくり<市・市社協>
- 意思決定支援のガイドラインの理念に基づいた支援体制の構築<市・市社協>
- 認知症や障害など本人の状況に応じた意思決定支援の推進<市・市社協>
- 成年後見人等として活動している親族（親族後見人）の支援<市・市社協>
- 地域で権利擁護を担う「市民後見人」の養成・活動支援・受任促進<市・市社協>
- 法人後見を担う団体や新たに法人後見を行う団体等への活動支援<市・市社協>

(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援制度の基本理念の一つである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を実現するため、生活困窮者自立支援方策を本計画の一部として位置付け推進していきます。

生活困窮者支援は、経済的な自立だけではなく、日常生活や社会生活の自立など、その方の状態に応じた自立を目指しています。そのために、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築するとともに、「支える・支えられる」ではない「相互に支えあう地域」の構築を本計画と一体的に推進します。

<現状・課題>

- 経済的な困りごとや生活の困りごとを抱えている人の多くは、社会的に孤立し、自ら必要な情報を取得したり、自ら声を上げ相談したりすることが困難な状況にあります。
- コロナ禍の影響など社会情勢の変化に伴い、顕在化した新しい相談者層の多様なニーズに適切に対応していく必要があります。
- 生活困窮者自立支援制度は、比較的新しい制度のため、地域や支援機関・関係機関へ引き続き制度周知を行い、認識を深める必要があります。
- 困窮状態にある人は様々な課題を抱えているため、一つの制度や一機関だけで解決できないことが多く、複数の関係機関や地域の新たな社会資源同士がつながり、連携していく必要があります。
- 困窮状態にある人の「それぞれの自立」に向けた支援やつながりが途切れることがないよう、生活保護制度との切れ目のない一体的な支援を行うことが求められています。

取組のポイント

- ・ 複合的課題に対応するための多機関連携
- ・ 社会的孤立状態の予防、解消
- ・ 支援者の孤立予防
- ・ 「支える側」「支えられる側」に捉われず、誰もが地域の一員としての居場所や役割をもてる地域づくり

<取組>

情報発信・啓発

- 誰でも経済的困窮や社会的孤立の状態になりうるということがあり、特別なことではないという意識の醸成と相談しやすい地域づくり<市>
- 困りごとを抱えながら自ら相談できない人に、身近な人(家族・親族・友人など)が、相談につなげる

- ことができるよう、広く市民に向け様々な媒体を活用した制度周知や講座等を実施<市>
- 問題が深刻化・複雑化する前に自ら対応することができるよう、広く市民を対象にした各種支援制度の周知や講演会の実施<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 複合的課題や既存制度では解決できないニーズに対して、多機関で連携しながら支援するためのネットワーク構築<市>
- 困窮者施策をより効果的に進めるための課題共有や役割分担及び庁内関係部署の連携の促進<市>
- 身近なところで、支援が必要な人に気づき、必要な支援につなぐことができる「気づきのネットワーク」、及び身近な地域で見守り支えあうことができる「支援のネットワーク」づくり<市>

事例・ノウハウの共有

- 包括的相談支援体制の実現に向け様々な関係機関と分野を超えて連携するための、支援事例や取組の共有<市>
- 市内関係者間における個別支援や地域づくりの好事例やノウハウの共有及び活用促進<市>
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度、双方の強みを生かした自立支援実現のためのノウハウの共有<市>

人材育成・確保／体制強化

- 身近なところで支援が必要な人に気づき、必要な支援につなぎ、連携して支援する担い手を育成するための制度周知及び研修の実施（支援機関・関係機関、地域の支援者向け）<市>
- 対象者の属性に捉われず、複雑化・多様化したニーズを受け止め、庁内一丸となって支援するための人材育成及び庁内連携強化<市>
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の間で、切れ目のない一体的な支援を行うための意識醸成及び人材育成<市>
- 公的サービスの利用だけでなく、地域資源へのつながりや創出も含め、社会的に孤立している人の支援を実現できる人材の育成<市>
- コロナ禍における寄付を活用した支援や食支援などのノウハウを生かした、生活困窮に関連する課題解決に向けた取組の検討実施<市社協>

交流等の場の充実

- 一人ひとりに寄り添った、それぞれの自立の形を実現するためのサポート（様々な形の社会参加の実現）<市>
- 社会的に孤立している人が、人とつながることのできる多様な場の創出<市>

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

【全体の方向性】

地域では人口減少・少子高齢化等により地域活動の担い手不足等の課題があります。地域で活動している関係組織・団体の支援に取り組むほか、社会福祉法人・企業・学校等の福祉保健活動への参画を支援します。また、区役所、区社協、地域ケアプラザ等が協働して地域を支えるための基盤づくりを進めます。

(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化

<現状・課題>

- 市内には 253 の地区連合町内会、256 の地区社協、263 の地区民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」という。）（R4.4.1 現在）が組織されており、これまで身近な地域における見守りをはじめとした様々な取組を積み重ねてきました。
- 自治会町内会の加入率の低下や、民生委員・児童委員をはじめとした委嘱委員の充足率の低下が見られます。また、団体によっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による活動の縮小・休会・解散などがあり、地域のつながりや交流の機会が持ちづらくなっています。
- 地域には、特定のテーマ（目的）や課題の解決に取り組む団体、障害当事者団体等、様々な団体が活動しています。課題として、メンバーの減少や高齢化により思うように活動ができない、必要としている人に情報が届かない、活動資金の不足によって継続が難しいなどの声があります。

取組のポイント

- ・自治会町内会、地区社協、地区民児協等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
- ・地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
- ・新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実

<取組>

情報発信・啓発

- 新たな取組を始める際の活動に関する支援制度について、市役所関係局課の連携による周知<市>
- 事例を用いて、誰もが役割を持って主体的に参加できる地域の居場所等の意義や効果の集約と発信<市社協>
- 地域活動団体支援の一環となる共同募金等の周知<市社協>
- 地域にある様々な活動団体情報の発信<市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 高齢者、障害のある人、子ども・若者等の地域の活動団体が、分野を越えて連携し、顔の見える関係性を構築するための支援<市>
- 他団体や社会貢献活動を行っている企業との連携・協働による課題解決策の提案<市>
- 地域で活動する関係組織・団体の継続・拡充に向けた連携支援<市社協>
- 区域を越えて活動する団体の連携・協働による課題解決の場づくりや協働事業の提案<市社協>

事例・ノウハウの共有

- 地区連合町内会、地区社協、地区民児協等による、地域の主体的な取組の立ち上げ・継続・発展を更に支援できるよう、様々な連携事例・ノウハウの集約と発信<市・市社協>
- 団体が自立し活動していくために必要な資金確保の手法等、支援策の提供<市>
- 検討会等で整理された地区社協活動の充実・強化に向けた方向性の「地区社協のてびき」等への反映、方針の策定<市社協>
- 地区社協活動の充実・強化に関する事例の集約と発信<市社協>
- コロナ禍による地域の変化を踏まえた人材確保事例の共有と発信<市社協>
- 活動の組織化における支援事例の集約と発信<市社協>
- 身近な地域福祉保健活動団体同士による連携・協力といった事例の集約と情報発信<市社協>
- 活動団体等が様々な活動に取り組めるよう、財源獲得を含む課題解決手法の検討・情報提供<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の充実<市・市社協>
- 各種地域活動の役割を補いあえる人材の確保に向けた支援<市>
- 既存の活動時間や内容に捉われない、働く世代が地域活動に参加しやすい体制づくり<市・市社協>
- 関係組織・団体のデジタル技術の有効活用の推進<市>

第4章 推進のための取組 2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

- 「ネットワーク機能を生かして困りごとを抱える人を支える」という地区社協の目的・方向性の共有<市社協>
- 地区社協活動の充実・強化の方針に関する区社協及び地区社協向け研修<市社協>
- コロナ禍による地域の変化を踏まえた地区社協支援<市社協>
- 区域、地区連合町内会圏域等における地域人材の発掘・養成に係る事例の集約と発信<市社協>
- ニーズに合わせた助成金制度の見直し<市社協>

交流等の場の充実

- 地区連合町内会、地区社協、地区民児協等の地域の活動団体と行政や関係機関がお互いの強みを生かし協働する場の創出<市>
- 各種制度や枠組みを超えた取組の検討のための場づくり<市>

(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援

<現状・課題>

- 昨今の社会環境の変化に伴い、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことが求められています。
- 地域と社会福祉法人・企業等が連携した取組が広がっていますが、コロナ禍の影響を受け、今までの取組が思うように進められなくなりました。
- 子どものころから地域とつながることにより、地域に愛着を持ち、地域ぐるみで子育てをしていく風土づくりへとつながることから、学校を核とした地域づくりの視点が重視されています。
- 多様な主体が地域のニーズや連携先の強みを生かした取組を行うためには、支援機関のきめ細かな支援が必要であり、単発的な取組から継続的な連携を通じた地域づくりへと広げていくことが求められています。
- 地域課題解決に向けた取組に、多様な主体がそれぞれの役割や特徴を生かして、参画できるような支援機関によるコーディネートが必要です。また、様々な活動団体や活動者がつながる交流の機会や場をさらに増やしていくことで、互いに気軽に相談できる関係づくりを支援していくことが必要です。

取組のポイント

- ・ 社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
- ・ 地域と学校の連携・協働の推進
- ・ 多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援

<取組>

情報発信・啓発

- 社会福祉法人が地域の活動団体と連携・協働する意義や必要性の周知<市>
- 市社協の会員施設の種別ごとの部会や研修等、様々な機会を通じた地域貢献活動の意義や必要性の周知<市社協>
- 企業・商店等へ向けた地域の課題、必要な支援についての情報発信<市>
- イベントなどを通じた子どものころから地域に興味・関心を持ってもらうための情報発信<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 地域課題の解決に向けた地域、社会福祉法人・施設、企業・商店、NPO等のコーディネート<市社協>

第4章 推進のための取組 2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

- 社会福祉法人・施設、企業・商店、NPO等の強みを生かした社会貢献のコーディネートと先駆的な取組の実践<市・市社協>
- 地域と学校、関係機関が連携した、不登校やひきこもり、ヤングケアラー等への対応に向けた検討・対策の実施<市・市社協>
- 多様な主体が連携し、継続的に取組が進められるよう、支援機関によるコーディネートの促進<市>
- 地域の課題共有や解決の検討に向けた区社協と会員施設の連携強化支援<市社協>
- 寄付の仕組みを生かした多様な主体による課題解決へ向けたコーディネート<市社協>

事例・ノウハウの共有

- 社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進に向けた、課題の整理と提案<市社協>
- 学校・市民利用施設・社会福祉法人、企業・商店等、それぞれの特徴を生かした地域での活動事例の集約と発信を通じた地域づくりの方向性や視点の共有<市社協>
- 市内外の企業による取組事例や様々なデータの提供等による、多様な主体と地域がつながるための取組支援<市>
- 各地域に向けて多様な主体が既に協働している先進事例を周知する場の提供や周知方法の検討・実施<市>
- NPOと地域、関係機関等が連携した、生活課題、地域課題への対応事例の集約と発信<市社協>
- 市社協の会員組織としてのネットワークなどを活用した地域活動、地域づくりを協働する事例の集約とその分析を通じた視点・取組の方向性の共有ノウハウの集約<市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 社会的な課題や地域課題の解決に向けた住民と企業が連携した取組等、多様な主体の連携に関する新たな事業の試行実施<市社協>
- 不登校やひきこもり、ヤングケアラー等の学齢期の課題対応に向けた、地域と学校、関係機関による検討と対応策の実施<市・市社協>
- 課題や地域ニーズの把握と多様な主体の活動をマッチングできるような人材・団体の育成<市>
- 市社協の会員施設や団体と連携した福祉人材の確保・育成支援<市社協>

交流等の場の充実

- 地域協議会の設置、開催を通じた社会福祉法人が地域と共に地域の福祉ニーズを検討する機会の提供<市>
- 様々な活動団体や活動者がお互いの強みや経験を知る、つながる交流の機会や場づくり<市>

(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり

<現状・課題>

- 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の支援機関は、地区別支援チームを組織し、各職種の専門性を生かして地区別計画の策定・推進に関わり、地域を支援しています。
- それぞれの支援機関の総合力を発揮して住民・関係機関等との協働による課題把握・解決への取組を進めています。
- 地域における生活課題は複合化・複雑化しているため、区役所・区社協・地域ケアプラザ等において一層連携・協力し、解決を図ることが大切ですが、共有・検討・解決を図る場づくりは十分とは言えない状況です。
- 支援機関は、目指す地域像を共有し、その達成に向けて各機関が果たすべき役割を確認しながら、地域を継続的に支援する体制づくりが引き続き必要です。

取組のポイント

- ・ 地域特性をふまえた地域支援の推進
- ・ 個別支援と地域支援の一体的な推進に向けた地区別支援チームの総合力の発揮
- ・ 包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

<取組>

情報発信・啓発

- データ活用の推進など、住民や関係機関が協働により地域課題を解決するための基盤を構築<市>
- 生活困窮、いわゆる「8050問題」、ヤングケアラー等、複合化・複雑化した課題への地域支援の必要性について、講座等で周知<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 区役所・区社協・地域ケアプラザの各事業担当者会議や職員研修の実施による組織間・職種間の連携促進<市・市社協>

事例・ノウハウの共有

- 生活困窮、いわゆる「8050 問題」、ヤングケアラー等、複合化・複雑化した課題の対応事例の共有<市・市社協>

第4章 推進のための取組 2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

- 「地域ケアプラザ業務連携指針」に基づく地域ケアプラザの職種間連携事例の集約と共有
＜市・市社協＞
- 区役所・区社協と地域ケアプラザの連携による地域支援実践事例の集約と情報発信＜市社協＞
- 区社協、地域ケアプラザの実践に基づく手引きの作成・見直し＜市社協＞
- 行政等から地域に提供される情報を地域支援に有効活用していくための手法の提示＜市社協＞

人材育成・確保／体制強化

- 支援機関が、地域の課題を住民目線で捉え、支援者として関わるスキルを身につけるための研修の実施＜市・市社協＞
- 職員のコーディネート力の向上を目的とした区社協、地域ケアプラザ向け研修の実施
＜市・市社協＞
- 地域のニーズに合わせた地域ケアプラザの機能の検討＜市＞
- 複合化・複雑化する課題に対する支援機関としての解決策の検討と施策化＜市・市社協＞
- 地区別支援チームの総合力を発揮し、個別支援と地域支援を一体的に進めるための視点の共有
＜市・市社協＞
- 多機関連携により支援が必要な人を地域につなげる意識の醸成と情報の共有＜市＞
- 地区別計画の策定・推進支援のための研修、会議等の実施＜市・市社協＞
- 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業等を通じた、地域における切れ目のない支援とそれが実現できる地域づくりへの実践の方向付け・支援＜市社協＞

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

【全体的方向性】

障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる地域づくりを進めます。また、身近な地域で交流し、つながり、社会に参加する機会を創出・拡充するとともに、一人ひとりの状況に合わせた健康づくりを推進します。デジタル技術の活用など、アフターコロナも含めた新たな時代や環境の変化に即したつながりづくり等も検討・創出します。

(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり

＜現状・課題＞

- 誰もが自分らしく暮らしていくためには、一人ひとりの立場や背景を踏まえて、それぞれの生き方や存在を相互に理解し、尊重しあえる意識をより一層高めていくことが大切です。
- 障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景のある人に対する偏見や差別があることで助けを求めにくい状況や、家族が抱え込んでしまっている状況があります。
- 福祉教育や啓発活動を通して、多様性の理解や困難な状況にある人を受け止める地域づくりが進められていますが、生きづらさの背景は多様化かつ複合化しており、より多くの人に理解を広めていく必要があります。
- 障害当事者同士や団体、相談支援機関の交流やネットワークは広がりつつあるものの、障害によるコミュニケーションの難しさもあり、障害のある人の中にはつながりが希薄だと感じている人もいます。
- 同じ地域で尊重しあって暮らすためには、日常の中でつながり、互いの状況を踏まえ、得意なことや不得意なことを理解し、補いあえる関係性が育まれていくことが大切です。

取組のポイント

- ・ 立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
- ・ 日常のつながりの中での相互理解の推進

<取組>

情報発信・啓発

- 学校での多様性の理解につながる周知、啓発<市>
- 地域住民の多様性の理解につながるような活動等の周知<市>
- ソフトとハードが一体となった地域づくりの推進、多様性を尊重し、安心して自由に生活できる福祉のまちづくり等に関する情報提供及び理解促進<市>
- 困ったときに、互いに支えあう関係づくりを構築できるよう、市と区の連携による関係機関や地域に向けた啓発<市>
- まちづくり等、福祉保健に限らず関連する他分野と連携した地域づくりの推進と支援制度の周知<市>
- 障害への理解の促進と活動機会の拡充に向けた、障害者施設等の自主製品販売や作業受注に関する情報発信<市・市社協>
- 障害のある人等の当事者講師による理解促進の取組拡充<市社協>
- 多様性への理解を促進するための啓発ツールの作成と頒布<市・市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 国際交流ラウンジ、市民協働推進センター、市民活動・生涯学習支援センター、市民利用施設等の様々な社会資源と関係機関等の多文化共生と地域福祉のつながりを意識したネットワーク構築<市>

事例・ノウハウの共有

- 多様性への理解を促進するため、安心、安全に地域活動が続けられる工夫等の取組事例の共有<市>
- 多様性への理解を促進するプログラムの検討と運用方法の提案<市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域の中で高齢者、障害のある人、子ども・若者、外国人等との出会いやつながる機会の創出<市・市社協>
- 障害への理解を進めるため、障害のある人等による当事者講師の養成<市社協>

交流等の場の充実

- 同じ悩みを持った人や仲間とつながる場の提供<市>
- 多様性を理解しあう関係づくりに向けた、障害のある人等との共通体験の場の拡充<市社協>
- 世代や障害、国籍等様々な人が、立場や背景を超えて参加できる緩やかな場の創出<市>

(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充

<現状・課題>

- 就労地と居住地の分離や、世帯の少人数化などにより、地域における住民相互の「つながり」が徐々に希薄化しています。日々の暮らしの中で、多様な世代や様々な状況にある人が地域で知りあい、つながる仕掛けや働きかけが必要です。
- 令和元年度横浜市市民意識調査では、何かの形で社会に役立つことをしたいと考える人が6割近くいる一方、参加している地域活動が「特にない」と回答した人も約6割となっています。多くの人が自分が出来る範囲で地域福祉活動に関わる機会を増やし、地域のニーズとつなげ、誰でも社会貢献ができることを改めて発信していくことが求められています。
- 横浜市の在住外国人は10万人を超え、今後さらなる増加が見込まれます。就労や地域活動などに取り組みたいと考える外国人も多く、地域を支える存在になれるような環境整備が求められています。
- コロナ禍においては、SNSによる情報発信やオンライン会議等といった新たな方法によるつながりづくりが生まれました。また、身近なつながりや支えあいが途絶えないよう、地域で培ってきた取組の意味を再確認する動きもありました。さらに、これまで地域活動をしていなかった人も、寄付などを通じた新たな参加が生まれました。
- 市内では趣味やスポーツ等、様々な生涯学習・市民活動が行われています。身近な地域で交流し、つながることは、地域の課題や変化に気づききっかけになります。気づきを自分事として捉えて、出来ることから取組を広げることで、自分の居場所や生きがいが見つかり、支えあう地域へとつながっていきます。様々な活動の中にある福祉保健活動としての要素を大切にする必要があります。
- 多様な世代が身近な地域でつながっていくためには地域で子どもを育てるという視点を重視し、子どもの頃から地域とつながるきっかけづくりが必要です。また、乳幼児期から学齢期・青年期、働く世代、高齢者や障害のある人、一人ひとりの状況や価値観に合わせた多様なつながりのきっかけづくりが求められています。
- 地域活動の担い手不足や多様化する地域課題に向き合うため、地域福祉保健活動に関わる人材の裾野を広げていく必要があります。

取組のポイント

- ・ 身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
- ・ 多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
- ・ 生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
- ・ 子どものころから地域とつながるきっかけづくり
- ・ 時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出

<取組>

情報発信・啓発

- 地域の支えあいの取組や福祉保健活動の趣旨の地域住民・関係機関・団体への発信・啓発<市社協>
- 地域福祉保健計画の理念、目指す姿の広報・啓発<市>
- できる事から気軽に参加できる活動の情報発信<市>
- 一人ひとりの価値観や生活状況にあった多様な選択肢のある地域活動について情報発信<市>
- 趣味やスポーツ等の実施内容をはじめ、曜日や時間帯、所要時間等、きめ細かな参加メニュー情報の集約・提供<市社協>
- デジタル技術を活用した幅広い世代に向けた地域活動の情報発信<市>
- 地域学校協働本部、学校・地域コーディネーターの目的や役割について地域住民、関係機関・団体へ理解の促進及び周知<市>
- あらゆる人に役割や出番があるといった地域づくりの方向性の発信<市社協>
- 寄付を身近に感じ、多くの市民が参加したいと思える寄付文化の醸成に向けた取組<市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 乳幼児、小中高生、若者、妊婦、子育て世代等が地域とつながるための、地域子育て支援拠点、青少年の地域活動拠点、保育所、幼稚園、学校等と地域が連携した取組の推進<市・市社協>
- 地域と学校、社会福祉法人、企業・商店、NPO 等のつながりづくりの支援<市>
- 学校運営協議会等の仕組みを活用し、地域と小学校・中学校が協働し、より良い地域社会を実現するための支援策の推進<市>
- 学校・地域コーディネーター等の機能を生かした、小中高生の地域の活動への参加の促進<市>

事例・ノウハウの共有

- 誰もが役割をもって主体的に参加できる地域の居場所等の意義や効果、事例の集約と共有<市社協>
- 自身の興味関心が社会参加や自らが地域活動の担い手になることへとつながる環境づくりに関する情報の集約と発信<市社協>
- 趣味や生きがい活動と福祉保健活動を一体的に進める取組事例の集約と共有<市社協>
- 職業上の得意分野を生かした地域貢献活動の取組事例の共有<市>

人材育成・確保／体制強化

- 社会参加や地域貢献に関する市民向けの研修、ワークショップ等の開催<市>
- 各地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の実施<市・市社協>
- ボランティア活動を通じた社会参加プログラムの検討と支援メニューとしての提案<市社協>

- 職業上のスキルや専門知識を生かした人材の活用<市>
- 市民活動・生涯学習支援センターの地域課題に合わせたコーディネート機能の強化<市>
- 趣味や特技等を生かして、地域活動に関わってもらえるような地域の人材とのつなぎ役の育成<市>
- 子どもの居場所に関する団体・関係機関への活動支援、研修等の実施<市・市社協>
- 学校・地域コーディネーターの養成講座の実施と学校への配置<市>

交流等の場の充実

- 乳幼児から高齢者まで幅広い世代、外国人、障害のある人等、様々な人が個人の状況、価値観に合わせて、誰もが参加しやすく地域とつながりを持てるための多様な交流の場や機会の創出<市・市社協>
- 防災訓練等の地域の活動・行事への高齢者、障害のある人、妊婦、子ども、外国人等、様々な状況にある人の参加・参画の促進<市・市社協>
- それぞれの活動の特徴を生かしながら多世代交流や見守り等につなげられるような可能性の検討、活動の支援<市・市社協>
- 地域活動の新たな手法、デジタルの活用へ向けた支援<市>
- 子ども食堂や学習支援、地域のフリースペース等、子どもの居場所の実態把握と拡充支援<市・市社協>

(3) つながりを通じた健康づくりの推進

<現状・課題>

- 健康づくりの活動は、世代を超えて身近な地域で広がり、市民の社会参加の機会となり、生きがいにもつながっています。
- コロナ禍の影響で地域の健康づくり活動の場や機会が減少し、心身の健康状態の低下や社会的孤立の増加が懸念されました。日常の人とのつながりを通じた健康づくりの重要性が再認識されました。
- 健康に関心がない人や、地域とつながりのない人へ健康づくりの働きかけが届きにくい現状があります。人と人のつながりを通じて、身近で気軽な健康づくりの活動を多くの市民に広めていく必要があります。
- 病気や障害のある人もない人も、すべての人が、一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごせるための環境づくりが必要です。
- 人と人のつながりを通じた健康づくりの推進の意識の醸成は、徐々に広まりつつありますが、さらに多くの住民に意識の定着を図り、健康づくりの活動を広げていくことが必要です。
- うつ病、依存症などこころの病気に対する誤解や偏見をなくしこころの健康の保持増進に努めていけるよう環境づくりが必要です。

取組のポイント

- ・ 様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
- ・ 一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
- ・ 地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

<取組>

情報発信・啓発

- 乳幼児から高齢者まで、ライフステージに合わせた運動や食事、睡眠等の適切な生活習慣について、学校、医療機関、関係機関、企業等を通じた周知・啓発<市>
- 身近な場所で気軽に参加できる健康づくりに関するイベント、講座等の情報の周知<市>
- 地域で健康づくりに関わる機関・団体・グループの活動内容の周知<市>
- 気軽に参加できる交流の場、イベント等の場所での健康づくりに関する情報の普及・啓発<市>
- 疾病の早期発見のために、特定健診やがん検診、歯科健診等の定期的な受診の勧奨<市>
- 様々な分野の活動者に向けた、地域でのつながりを通じた健康づくりの考え方の広報・啓発<市>
- 障害等の状態に合わせた運動や食事、睡眠等の適切な生活習慣について、医療機関、関係機関、企業等を通じた周知・啓発<市>
- 市民へ向けた、人とつながりを保つこと、普段の生活の中で生きがいや楽しみを見つける事の重要性の周知・啓発<市>

- こころの健康について症状が深刻化する前の段階での見守りや相談・受診につながるように、地域での理解の促進<市>
- 自殺対策、依存症対策についての市民に向けた広報・啓発<市>
- SNS など様々な手法を活用した若い世代への健康情報の普及啓発<市>
- 災害、感染症等の予期せぬ危機的な事態でも健康を維持するための行動、備えの啓発<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 地域での仲間づくりを通した健康づくり活動の組織化支援<市・市社協>
- 地域の活動者、企業、商店街、医療機関、教育機関、関係機関等との連携を通じた幅広い世代や様々な状況の人への健康づくりの推進<市>
- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等の、地域や様々な分野の活動団体や関係機関同士のつながりづくり<市>

事例・ノウハウの共有

- 地域と学校、関係機関、企業等の具体的な健康づくりの取組事例の紹介<市>

人材育成・確保／体制強化

- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等、健康推進に関わる団体・関係機関、地域住民への健康課題の変化や地域の課題についての情報提供や研修等の実施<市・市社協>
- 健康づくりに関わるグループ、団体の活動継続の支援<市>

交流等の場の充実

- 保健活動推進員や食生活等改善推進員、地域活動団体と連携した身近な地域での健康づくり活動の推進<市>
- 老人クラブ(シニアクラブ)や地域の親子の居場所等と連携した健康づくり講座の推進<市社協>
- デジタル技術を活用した健康講座や交流の場の開催<市>

第 5 章 推進体制

1 推進体制

2 計画推進の視点

Ⅰ 推進体制

① 策定・推進委員会【附属機関】

市民委員、各分野の活動関係者及び学識経験者等で構成し、地域福祉保健計画の推進・評価に関する検討及び決定を行います。

② 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会【市社協との連絡調整会議】

横浜市と市社協が共同で事務局を運営し、地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の策定・推進・評価に関する意見交換を行い検討を進めます。

また、必要に応じテーマ別検討会を設置し、重点的に検討を進めます。

③ 関係局区検討プロジェクト

市の関係局区が連携して、地域福祉保健の推進に向けた取組を総合的・横断的に進めるための検討、連絡調整を行います。

2 計画推進の視点

社会情勢や家族機能の変化等を背景に生活課題が複雑・多様化する中で、社会的孤立や制度の狭間の問題、複合的な課題など、一人ひとりの状況に合わせて包括的に対応していくことが求められています。

地域福祉保健計画は、高齢者、障害のある人、子どもといった分野別計画を横断的につなぎ、地域の視点から共通する理念、取組推進の方向性を示し、地域における暮らしの充実を目指すものです。誰もが孤立することなく、一人ひとりの困りごとを受け止め、支えあう地域づくりに向けて、地域福祉保健計画の推進を通して、支援機関が共通して持つべき視点・姿勢を「推進の視点」として整理します。

(1) 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する

地域においてこれまで築いてきた身近な支えあいを継続しさらに高めていくためには、地域の課題に気づき解決するまでの過程において、地域住民の主体的な参画が不可欠です。暮らしの中での変化への気づきや、生活の延長線上での声かけ、気かけあいといったことは、同じ地域に暮らしているからこそできるものです。

支援機関は、そうした地域住民の主体性を大切にしながらも、住民任せとせず、地域とともに課題や目指す姿を共有し、合意形成をはかりながら、解決に向けて主体的に取り組みます。

また、横浜の地域社会には、多様な人材と活発な市民の力が豊富にあります。地域住民だけでなく、施設、企業・商店、NPO、学校等、地域の関係者を幅広く捉え、それぞれが参画できるような働きかけていきます。

(2) 一人ひとりの暮らしに着目して支える

なんらかの「支え」が必要になっても、これまでの生活やつながりを途切れさせることなく自分らしく暮らしていくためには、地域との関係性の継続・構築も踏まえたうえで、制度やサービスと地域住民の支えあいを一体的に捉えて支援する必要があります。また、地域共生社会の目指す、支え手・受け手を超えた双方向の関係性は、これまでの暮らしの中にこそ、その人なりの強みや出番につながるヒントがあります。

一人ひとりの価値観やどのように暮らしていきたいのかという思いに着目し、これまでの暮らしやつながりを大切にします。

(3) 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

地域では、様々な創意工夫により、数多くの支えあいの取組が生まれています。しかし、地域で新たな取組を始めようとしたときに、既存の制度や規制により、思うように進められないといったケースもあります。

また、社会の変容や生活課題の複雑・多様化により、これまでの支援制度では解決できない課題が増えています。

支援機関は既存の制度や業務の枠組みの中で捉えるのではなく、課題解決に向けて、各組織内、関係機関との連携を強化し、分野横断的な体制を整えながら、施策化や事業化も含めて、粘り強く取り組みます。

横浜市健康福祉局福祉保健課



令和5年4月発行

横浜市中区本町 6-50-10

電話 045-671-3428

FAX 045-664-3622

Eメール kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp
ウェブサイト <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/>

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会



令和5年4月発行

横浜市中区桜木町 1-1

電話 045-201-2090

FAX 045-201-8385

Eメール kikaku@yokohamashakyo.jp
ウェブサイト <https://www.yokohamashakyo.jp/>

お問合せ先

横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 電話:045-671-3428 FAX:045-664-3622

電子メール:kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp



横浜市地域福祉保健計画キャラクター
ちふくちゃん



きりとり線

ご意見欄

期間:令和5年6月27日(火)まで

「第5期 横浜市地域福祉保健計画(素案)」
について自由にご意見をお寄せください。

※このはがきは使用できません。

パブリックコメントを実施します。 皆様のご意見をお聞かせください。

第5期横浜市地域福祉保健計画(素案)へのご意見を募集します。

いただいたご意見は、今後の計画策定や地域福祉保健関連の施策に関して参考にさせていただきます。

※ ご意見を取りまとめたものを横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会へ報告します。
同委員会の資料は、横浜市ホームページにて公表します。

募集期間 令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

提出方法 ①電子申請システム、②電子メール、③FAX、④下のはがき

ご意見のあて先

横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 FAX:045-664-3622

電子メール:kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp



きりとり線

郵便はがき



料金受取人払郵便



差出有効期間
令和5年7月
31日まで

(郵便切手不要)

231-8790
005

<受取人>

横浜市中区本町6-50-10

※このはがきは使用できません。



氏名

住所(区名まで)

区

年代

1 20歳未満 2 20~39歳

3 40~64歳 4 65~74歳

5 75歳以上

ご意見の募集期間

令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

<提出方法>

①電子申請システム

右の二次元コードから
アクセスしてください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/13aaba5f-b962-429a-9b78-7be624c6e360/start>



②電子メール

kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

③FAX 045-664-3622

④はがき 左のはがきを切り取り、ご使用ください。 (切手不要 6月27日消印有効)

<注意事項>

・電子メール、FAXにてご提出いただく場合も、「氏名」「住所(区名まで)」「年代」「素案へのご意見」を明記したうえでお送りください。

・いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方等については、個人情報を除き、後日、ホームページ等で公表させていただきます。

個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

・ご意見に付記いただいた氏名等の個人情報につきましては個人情報保護法に従って適正に管理します。

泉区連合自治会町内会長 様

泉区総務課長

令和 5 年住宅・土地統計調査の実施及び調査員の推薦について

日頃から、横浜市政の推進に格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づく基幹統計調査である住宅・土地統計調査を総務省所管により実施します。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、円滑に調査が実施できるよう周知及び調査員の推薦等について、特段の御配慮と御協力をお願いいたします。

1 調査の概要について**(1) 調査の目的**

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目にあたります。

(2) 調査期日及び対象

調査期日：令和 5 年10月 1 日

調査対象：令和 2 年国勢調査における調査区のうち約 5 分の 1 の調査区を対象とし、1 調査区（50 住戸前後）から 17 住戸を無作為抽出して調査します。泉区全世帯（64,045 世帯（令和 5 年 4 月 1 日時点））の約 17 分の 1 にあたる 3,944 世帯が対象となります。

(3) 調査項目

- ア 住宅の構造に関する事項（床面積、敷地面積、建築時期、家賃等）
 - イ 住宅に居住する世帯に関する事項（世帯員構成、入居時期、通勤時間等）
 - ウ 高齢者のための設備、省エネルギー設備に関する事項
 - エ 増改築及び改修工事に関する事項
 - オ 住居地以外の住宅及び土地に関する事項
 - カ 建物の構造に関する事項（階数、建て方、腐朽・破損の有無等） 等
- ※カについては調査員が目視等で調査します。

(4) 調査等の日程

次の日程で調査員が対象調査区にお伺いいたしますので、御協力くださいますようお願いいたします。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ○ 8 月下旬 | 調査員向け説明会（場所：泉区役所） |
| ○ 9 月上旬から中旬まで | 対象調査区内の巡回、調査のお知らせの配布 |
| ○ 9 月 23 日頃から 30 日まで | 調査票の配布 |
| ○ 10 月 1 日から 9 日頃まで | 調査票の回収 |
| ○ 10 月中旬頃 | 調査票未提出世帯への提出依頼 |

(5) 調査方法

調査員による調査票の配布を行います。世帯からの調査票の回答方法は、①インターネットを利用したオンライン回答、②郵送による提出、③世帯の任意封入による調査員による回収のいずれかの方法となります。

2 調査員の推薦について

一部の調査区において、調査員の推薦を依頼させていただきます。次の(1)から(4)までを御確認のうえ、適任の方を御推薦くださいますようお願い申し上げます。

(1) 調査員の推薦について

自治会・町内会長様宛に、**別紙1**「令和5年住宅・土地統計調査 調査員推薦のお願い」等を郵送させていただきます。調査員の御推薦の程どうぞよろしくお願い致します。また、参考までに**別紙2**「住宅・土地統計調査 調査員推薦依頼一覧」を添付させていただきます。該当の自治会・町内会ごとに依頼する調査員数及び調査区数を御確認ください。

なお、上飯田団地連合自治会及びいちょう団地連合自治会につきましては、調査区の割振り上、各連合長宛に御依頼させていただきます。

(2) 調査員の役割等

調査員には原則として2から4調査区を受け持っていただき、指定された調査区域内の世帯を対象に調査票の配布と回収などを担当していただきます。調査員任命期間は概ね8月下旬から10月下旬頃までで、報酬は約5万円から9万円程度になります。

(3) 調査員推薦にあたり御配慮いただきたいこと

調査員の推薦にあたりましては、次の要件につきまして特に御配慮いただきますようお願いいたします。

- ア 責任を持って調査の事務ができる方
- イ 調査で知った秘密を守ってもらえる方
- ウ 税務、警察、選挙活動に直接関係のない方
- エ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

(4) 前回（平成30年）調査から調査員の負担軽減に関する主な変更点

ア 世帯訪問回数の減少

- インターネット回答用IDと調査票を同時に配布する方法になり、世帯訪問回数が減ります。（前は、インターネット回答用IDを世帯へ先に配布し、後日、インターネット回答のなかった世帯を再訪問して調査票を配布していました。）

イ 調査事項の一部見直し

- これまで調査員が外観等から把握していた住宅の構造（木造、鉄筋・鉄骨コンクリート造など）について、世帯が回答する事項に変更になりました。
- ※ 居住世帯のない住宅については、引き続き、調査員が外観等から把握します。
- 同居世帯は、主世帯の調査票に回答を記入することとなり、同居世帯への調査票の追加配布が不要となりました。

【問合せ】 泉区総務課統計選挙係
電話 800-2315

自治会・町内会長 様

泉区総務課長

令和5年住宅・土地統計調査 調査員推薦のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、市政・区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づき住宅・土地統計調査が実施されます。本調査は、多様化している居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、耐震性・省エネルギー性などの住宅性能水準の達成度や少子・高齢社会を支える居住環境の整備等の実態を明らかにします。また、住環境対策として空き家対策の重要性が高まっていることから、空き家の所有状況を含めた住生活の実態を把握することも目的としています。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いするとともに、調査員として適任の方を御推薦くださるようお願い申し上げます。

1 推薦依頼数

- ・調査区数 _____ 調査区分（調査区域は別添の地図を御覧ください）
- ・調査員数 _____ 人（うち _____ 調査区分を御担当いただく調査員数 _____ 人）

※ 調査員の方には原則2から4調査区分を御担当いただくようお願いいたします。

2 提出書類

別添の「調査員就任のお願い」を御利用いただき、**「調査員推薦名簿」を6月13日（火）までに御提出ください。**

なお、提出の際は同封の返信用封筒を御利用ください。

3 留意事項

御推薦に当たりましては、調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに御留意ください。

- ア 責任を持って調査員の事務を遂行できる方
- イ 秘密の保護に信頼をおける方
- ウ 税務・警察・選挙活動に直接関係のない方
- エ 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

4 調査員報酬

報酬は約5万円から9万円程度

※調査員報酬は、担当する調査区の種類により変動します。

【前回の住宅・土地統計調査との主な変更点】 ※調査員の事務負担軽減にかかるもの

- ・インターネット回答用のIDと調査票を同時に配布する方法になり、世帯訪問回数が減ります。（前回調査では、インターネット回答用のIDを世帯へ先に配布し、後日、インターネット回答のなかった世帯を再訪問して調査票を配布していました。
- ・同居世帯は主世帯の調査票に回答を記入することとなり、同居世帯への調査票の追加配布が不要となりました。

問合せ 泉区役所総務課統計選挙係

電話：800-2315

(案)

令和 5 年 月 日

令和 5 年住宅・土地統計調査 調査員推薦名簿

自治会・町内会名 :

会長名 :

担当調査区番号				氏 名	住 所

提 出 期 限 : 令和5年6月13日(火)

提 出 先 : 泉区総務課統計選挙係

※御提出いただく際は、同封の返信用封筒を御利用ください。

提出先: 泉区総務課統計選挙係

担当: 金子、久保

連絡先: 045-800-2315

(案)

令和5年住宅・土地統計調査 調査員就任のお願い

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日現在をもって住宅・土地統計調査が実施されます。本調査は、我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目にあたります。

調査員の皆様をお願いする主な仕事は次のとおりです。

《調査員の主な仕事》

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ① 8月下旬 | 調査員事務説明会への出席 ※区役所の指定する日 |
| ② 説明会～9月中旬 | 調査区域の巡回、調査のお知らせの配布（調査区内全世帯） |
| ③ 9月中旬 | 調査書類の一次提出と調査対象の抽出 ※区役所の指定する日 |
| ④ 9月23日～30日 | 調査書類の配布（調査区内抽出世帯） |
| ⑤ 10月1日～9日 | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ |
| ⑥ 10月10日～17日 | 調査票未提出世帯への督促 |
| ⑦ 10月中旬～下旬 | 調査書類の区役所提出 ※区役所の指定する日 |

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、本調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。

令和5年5月

問合せ先 泉区役所総務課統計選挙係
電話 800-2315

住宅・土地統計調査 調査員推薦依頼一覧

連合名	No.	自治会町内会名	依頼 人数	担当 調査区数
中川連合町内会	4	岡津第一町内会	1	2
	5	岡津第二町内会	1	4
	7	岡津第四町内会	1	4
	11	西が岡第三自治会	1	3
	13	領家自治会	1	3
	14	桂坂自治会	1	4
	小計		6	20
緑園連合自治会	23	緑園三丁目自治会	1	3
	25	緑園四丁目西自治会	1	2
	26	緑園五丁目自治会	1	2
	27	緑園六丁目自治会	2	3
				2
	28	緑園七丁目自治会	1	2
小計		6	14	
新橋連合自治会	31	新橋中自治会	1	4
	32	新橋下自治会	1	4
	小計		2	8
和泉北部連合自治会	48	ひなた山第三自治会	1	4
	小計		1	4
和泉中央連合自治会	53	和泉栄町内会	1	4
	54	和泉台谷戸町内会	1	2
	57	和泉町わかば会	1	3
	58	和泉中村町内会	2	3
				2
	63	神田町内会	1	3
	65	並木谷戸町内会	1	2
小計		7	19	
下和泉連合町内会	74	原町内会	1	3
	小計		1	3
富士見が丘連合自治会	77	和泉第一町内会	2	3
				2
	81	富士塚自治会	1	2
	小計		3	7
上飯田連合自治会	85	上飯田中村町内会	1	3
	86	上飯田南町町内会	2	3
				2
	89	坂の台町内会	1	2
	93	向ヶ原自治会	1	2
小計		5	12	
上飯田団地連合自治会			1	2
いちよう団地連合自治会			2	3
				3
中田連合自治会	128	中西町内会	1	3
	129	中村町内会	1	4
	130	夏刈場自治会	1	4
	131	根下自治会	1	2
	135	広町自治会	1	3
	144	山百合自治会	1	3
	146	富士見丘自治会	1	3
	147	下村町内会	1	3
	小計		8	25
しらゆり連合自治会	151	光ヶ丘町内会	1	4
	152	朝日町会	1	3
	小計		2	7
合計			44	127

※自治会町内会の範囲の中で、調査区を組み合わせるようにしてありますが、国に指定された調査区域であるため、自治会町内会の範囲を超えている場合があります。申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

※「上飯田団地連合自治会」及び「いちよう団地連合自治会」につきましては、調査区の割振り上、各連合自治会において調査員の推薦をお願いいたします。

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 5 年 5 月 1 9 日
泉 区 生 活 衛 生 課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区生活衛生課長

イベントでの食中毒予防講習会のご案内について

日頃より、本市の衛生行政にご理解、ご協力をいただき心から感謝申し上げます。

さて、区内では一年を通じ各地区でおまつりなどのイベントが開催され、食品の提供も行われています。しかしながら、調理の専門家でない人が調理することや屋外で大量に調理することなど、食中毒の発生するリスクが高くなることが懸念されます。

つきましては、地域の催しで安全に食品を提供していただくために食中毒予防講習会を開催しますので、ご案内いたします。

【問合せ先】

泉区生活衛生課 村上、岩月

電 話：800-2451

F A X：800-2516

E メール：iz-eisei@city.yokohama.jp

泉区自治会町内会 向け

おまつりなどイベントでの 食中毒予防講習会を開催します！



泉区では一年を通じ各地区でおまつりなどのイベントが開催されています。しかし、調理の専門家でない人が調理することや屋外で大量に調理することなどで、食中毒の発生するリスクが高くなっています。

つきましては、地域の催しで安全な食品を提供していただくために食中毒予防講習会を開催します。

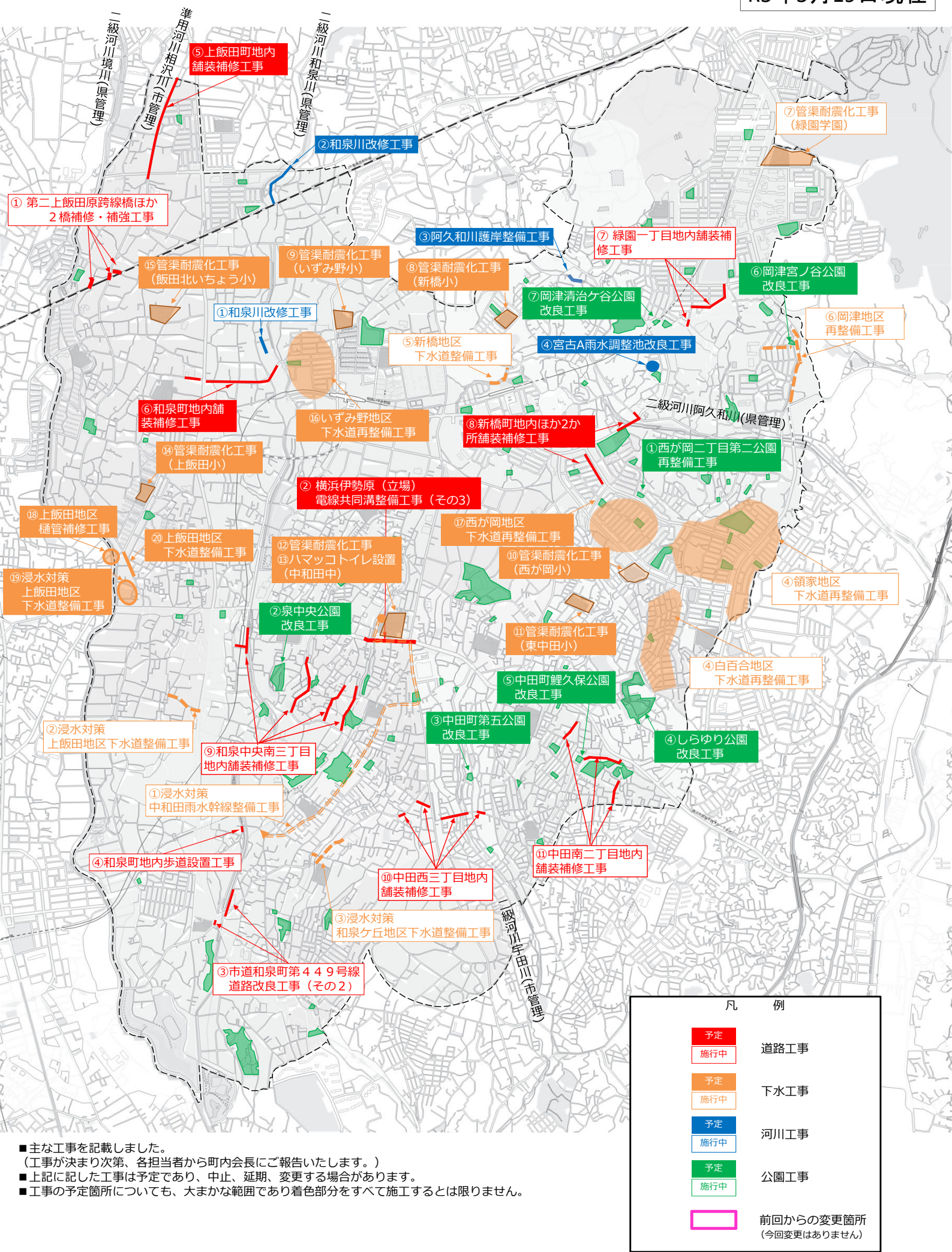
日 時	令和5年6月30日（金）午後2時30分～4時 （受付：午後2時～）
場 所	泉区役所4階 4ABC会議室
講 師	生活衛生課職員
申込み	1 申込期間 5月29日（月）～6月23日（金） 2 申込み方法 泉区生活衛生課の下記連絡先あてに（団体名、代表者名、連絡先、参加人数）、またはホームページ応募フォームからお申し込みください。（先着80人程度、各団体2人まででお願いします） 電 話 800-2451 F A X 800-2516 E メール iz-eisei@city.yokohama.jp  応募フォーム

※広報よこはま5月号にも受講者募集のお知らせを掲載しています。

※ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

※中止の場合は、いただいた御連絡先あてに連絡いたします。

令和5年度泉土木事務所管内工事箇所図



1 犯罪情勢等

(1) 刑法犯認知状況

資料8

	重要 犯罪	暴行・ 傷害 等	詐欺等	窃 盗									その他	合計
				空き巣	忍込み	侵入盗 その他	自動車盗	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	その他		
4 月中	0	3	6	0	0	3	0	0	1	3	0	10	6	32
前年比	±0	±0	+2	±0	-1	+1	-1	-1	-1	+2	-1	-3	+1	-2
4 月末	1	12	18	5	1	16	2	0	3	13	3	40	18	132
前年比	-1	+8	+4	+5	±0	+11	±0	-1	-1	±0	±0	-13	+5	+17

※1 重要犯罪には、殺人・強盗・放火・強制性交・誘拐・強制わいせつがある。

※2 侵入盗その他には、金庫破り、病院荒し、学校荒し、事務所荒し、出店荒し、すり等がある。

※3 その他には、住居侵入、器物損壊、占有離脱物横領がある。

(2) 特殊詐欺認知状況

累計	前年比	4月発生	被害総額
20	+13	8	¥42,228,214



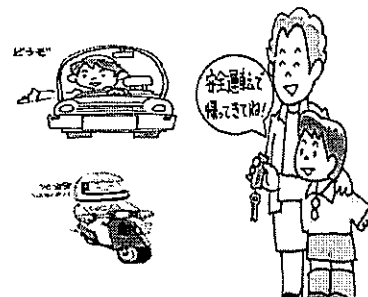
(3) 町名別認知状況

	下飯田	和泉町	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	同津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	合計
4 月中	2	8	2	1	1	2	5	0	1	1	0	0	3	3	0	0	0	1	1	0	1	32
前年比	±0	+1	+1	±0	+1	+2	-2	±0	-1	±0	-1	±0	+3	±0	±0	-3	±0	-2	+1	±0	-2	-2
4 月末	9	16	9	4	5	4	23	0	3	3	0	6	13	14	1	4	2	3	3	0	10	132
前年比	+2	-12	+6	-2	+5	+2	-4	±0	+1	±0	-1	+3	+8	+8	±0	-3	+2	-3	+3	±0	+2	+17

2 交通事故の発生概況

(1) 発生概況

	発生件数	死者数	負傷者数
泉区 4 月中	27	0	28
前年比	-1	±0	-3
泉区 4 月末	93	0	100
前年比	-10	±0	-11
県内 4 月末	7,012	35	8,271
前年比	+386	+3	+687



(2) 路線別発生概況

	環状4号	横浜伊勢原線 (長後街道)	阿久和鎌倉線 (かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他※	合計
4 月中	5	7	0	1	0	12	2	27
前年比	+2	+4	±0	+1	±0	-10	+2	-1
4 月末	13	15	4	5	1	51	4	93
前年比	+2	+5	-3	+3	-1	-14	-2	-10

※ その他とは、私道や駐車場内・私有地内の意味

(3) 町名別発生概況

	下飯田	和泉町	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	同津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	合計
4 月中	0	7	1	2	0	0	2	0	0	1	0	1	0	4	1	3	1	0	1	0	3	27
前年比	-1	+3	-3	+1	-1	±0	-2	±0	±0	±0	±0	+1	-2	+1	+1	+1	+1	-1	+1	±0	-1	-1
4 月末	1	18	6	6	0	4	8	0	2	3	2	4	4	8	2	11	4	1	3	1	5	93
前年比	±0	+3	-4	+1	-3	+1	-7	±0	±0	+2	-1	-2	-4	+3	±0	+4	+2	-2	±0	+1	-4	-10

(4) 主要都道府県交通事故死者数ワースト順位 4月末

順位	都道府県名	死者数
1	大阪	58
2	愛知	48
3	千葉	39
4	東京	37
5	福岡	36
6	神奈川	35
7	兵庫	33
8	茨城	28
8	埼玉	28
10	北海道	24

★防犯対策電話録音機 貸出中★

・ 呼び出し音が鳴る前に「防犯のため、通話内容を録音します」などの警告が流れ、通話を録音する「自動録音装置」です。

・ 高齢者向けに無償で貸し出します。

* 対象 泉区在住の70歳以上の方

お問い合わせ先: 泉警察署生活安全課
045-805-0110



資料9

泉区連長会資料
令和5年5月19日
泉 消 防 署

火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和5年4月30日(日) 現在

火災状況

		泉 区 内			横 浜 市 内		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
火災件数		8	9	△ 1	275	250	25
火災種別	建物火災	5	6	△ 1	150	169	△ 19
	車両火災	2	0	2	31	23	8
	その他火災	1	3	△ 2	94	58	36
	林野火災	0	0	0	0	0	0
	船舶火災	0	0	0	0	0	0
	航空機火災	0	0	0	0	0	0
損害程度	焼損床面積(㎡)	198	70	128	2,776	2,394	382
	死者	1	0	1	6	8	△ 2
	負傷者	1	2	△ 1	35	46	△ 11

泉区内 主な火災原因	令和5年	令和4年	増△減
ストーブ	2	0	2
たばこ	2	1	1
電灯・電話等の配線	1	0	1
こんろ	1	1	0
上記以外の火災原因	2	7	

市内 主な火災原因	令和5年	令和4年	増△減
放火(疑い含む)	54	38	16
たばこ	50	40	10
こんろ	26	26	0
配線器具	16	14	2
電気機器	15	26	△ 11
上記以外の火災原因	114	106	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況

		泉 区 内			横 浜 市 内		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
救急出場件数		3,066	3,235	△ 169	76,021	75,761	260
救急種別	急病	2,196	2,301	△ 105	53,341	53,213	128
	交通事故	97	126	△ 29	2,739	2,742	△ 3
	一般負傷	582	591	△ 9	14,154	13,877	277
	その他	191	217	△ 26	5,787	5,929	△ 142

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	0
緑園地区	0
新橋地区	0
和泉北部地区	1
和泉中央地区	2
下和泉地区	2

連合名	件数
富士見が丘地区	0
上飯田地区	2
上飯田団地地区	0
いちょう団地地区	0
中田地区	0
しらゆり地区	0
その他	1

消防団分団別火災発生状況

分団名	件数
第1分団	1
第2分団	0
第3分団	3
第4分団	2
第5分団	2

泉消防団では団員を募集しています！

「この街のために」 地域防災力の維持向上を目指して、一緒に活動してみませんか。

泉消防団・泉消防署

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 5 年 5 月 19 日
市民局窓口サービス課
泉 区 戸 籍 課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

市民局窓口サービス課個人番号カード交付促進担当課長
泉区戸籍課長

マイナンバーカード申請相談会の開催について（情報提供）

日頃から、横浜市政の推進に御理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、泉区内の地区センターでマイナンバーカードの申請・受取等に関する相談会を実施しますのでお知らせします。

マイナンバーカードの申請方法が分かりづらいなどの理由から、まだカードをお持ちでない方には、申請のお手伝いも実施しますので、ぜひ、ご利用ください。

1 開催日時・場所

- | | |
|---------------|--|
| (1) 上飯田地区センター | 令和 5 年 6 月 16 日（金）・17 日（土） 各日 10 時～18 時 |
| (2) 中川地区センター | 令和 5 年 6 月 25 日（日）10 時～16 時、26 日（月）10 時～18 時 |
| (3) 下和泉地区センター | 令和 5 年 6 月 23 日（金）・24 日（土） 各日 10 時～18 時 |
| (4) 立場地区センター | 令和 5 年 6 月 25 日（日）10 時～16 時、26 日（月）10 時～18 時 |

2 実施内容

- (1) カードの申請・受取方法等についての相談会
 - (2) 活用方法やセキュリティに関するミニ講座（各回 15 分程度）
 - (3) 希望者へのマイナンバーカード申請を無料でサポート
 - ・申請書の記入のお手伝い
 - ・顔写真の撮影
 - ・申請書送付用の封筒をお渡し
- 約 10 分で申請書類の作成が完了します。

3 添付資料

チラシ

問合せ先
市民局窓口サービス課
担当：小松、永塚
電話：671-2176

事前予約不要

申請を迷っている方もぜひ、お越しください!!



マイナンバーカード申請相談会

泉区内の地区センターにて

マイナンバーカード申請や受け取りの相談をお受けします!

相談会 3つのポイント



- ・混雑により、整理券等で受付人数を制限させていただく場合があります。
- ・その場でマイナンバーカードは発行できません。
- ・二次元コード付申請書をお持ちいただくとよりスムーズです。
- ・公共交通機関でお越しください。

ポイント1

ご自身やご家族などのマイナンバーカード申請や、
カード受取手続きについて、**質問やご相談を承ります。**

- ・高齢の親のカード申請はどうしたらいいの?
- ・代理で、カードの受取はできる?
- ・カード受取の際、用意する書類はどんなもの?



ポイント2

活用方法・セキュリティに関する『**ミニ講座**』を開催します。

- ・マイナンバーカードって、なんだか不安・・・
- ・どんな場面で使えるの?

ポイント3

無料で顔写真撮影します。



写真撮影にお困りの方も
お越しください!

会場一覧

※会場によって相談会開催日が異なります。

その場でマイナンバーカードは発行できません。申請書をポストに投函後、1か月半から2か月程度で区役所から受取のご案内（はがき）が届きます。はがきの案内に沿ってお受け取りください。受け取り場所は、マイナンバーカード特設センター、またはお住まいの区の区役所となります。

地区センター	実施日	相談会		講座			
		実施時間	場所	開始時刻		場所	
上飯田	6月16日（金）	10:00～18:00 ※日曜日は 10:00～16:00	工芸室	13:15～	14:00～		中会議室
	6月17日（土）			13:15～	14:00～		
中川	6月25日（日）		ミーティング室	12:15～	13:00～		中会議室
	6月26日（月）		中会議室 ミーティング室	12:15～	13:00～		
下和泉	6月23日（金）		ロビー	15:15～	16:00～		中会議室
	6月24日（土）			13:15～	14:00～		
立場	6月25日（日）		ロビー	13:15～	14:00～		中会議室
	6月26日（月）			13:15～	14:00～		

《相談会に関するお問い合わせはこちら》

横浜市マイナンバーカード専用ダイヤル

TEL:0120-321-590

平日 8:30～20:00 土日祝 9:00～17:30

他区の地区センターのスケジュールについては、
ホームページをご確認ください。

【主 催】横浜市市民局窓ロサービス課

【受託者】東武トップツアーズ（株）横浜支店



地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉伝統文化保存会・泉郷土芸能保存会
会長 伊藤 好男

「第 18 回 泉区太鼓・お囃子フェスティバル」チラシ掲出について（依頼）

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、泉伝統文化保存会・泉郷土芸能保存会では、地域文化の向上をめざし泉区内で活動する団体が集まり、「泉区太鼓・お囃子フェスティバル」を開催致しております。今年度は4年ぶりに公演を実施する運びとなりました。

つきましては、同封の「第 18 回 太鼓・お囃子フェスティバル」のチラシの掲出をお願い申し上げます。

また、ご多用とは存じますが、ご来場いただき出演者にご声援をいただければ幸いです。

和太鼓の音は日本人の心に残るリズムです。この音色を地域や次の世代に伝えるため各団体とも努力を続けておりますので、ご協力をお願い致します。

【第 18 回 泉区太鼓・お囃子フェスティバル開催概要】

- 1 日 時 令和 5 年 6 月 18 日(日)
12 時開演 (11 時 30 分開場)
- 2 会 場 テアトルフォンテ (泉区民文化センター)
- 3 入 場 料 無料
- 4 問合せ先 045-800-2392 (泉区地域振興課区民事業担当)
070-2199-1846 (当日のみ)

第18回

泉区 太鼓・お囃子 フェスティバル

入場
無料

日時

令和5年6月18日（日）

12時開演（11時30分開場）

会場

テアトルフォンテ
（泉区民文化センター）



【出演団体】 岡津太鼓、中田囃子保存会、岡津囃子連、如月太鼓、
緑園学園キッズクラブ、いずみ野小キッズクラブ、
鳩の森愛の詩和太鼓なかま・ゆいっ鼓、宮古太鼓

※出演順は5月頃下記ウェブサイトにて発表します。

詳しい案内は **泉郷土芸能保存会** を検索！



【共 催】 泉郷土芸能保存会、泉伝統文化保存会
泉区民文化センター、泉区役所

【問合せ】 泉区役所地域振興課区民事業担当
☎ 045-800-2392

泉区で活動する8団体が4年ぶりに集結！
日ごろの練習成果を発揮します。
ぜひ見に来てください♪